

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	1	地域特性を生かした安全で魅力ある都市空間の形成	施策主管課	都市計画課	総合計画記載頁	123
1 施策の位置付け			関連するSDGs目標			
政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	12	魅力的で持続可能な都市空間の形成	
政策目標	都市拠点や地域拠点、公共交通沿線などにおいては、暮らしに必要な都市機能や住まいが集まり、市内の各地域が、その特性に応じた個性や魅力を備え、防災性が高く暮らしやすい都市空間が形成されています。市民が、多様な住まい方を選択でき、良好なコミュニティや安全・安心な住環境の中で、水と緑に囲まれて快適に暮らしています。					

2 施策の取組状況

施策の方向性	都市拠点における市街地再開発事業等の促進による高次で多様な都市機能の集積促進や、身近な地域拠点等における地区計画制度等の活用による居住や生活利便施設の集積促進などにより、地域特性を生かした安全で魅力ある拠点の形成に取り組めます。 市街地整備の推進により、防災性や利便性の高い安全で快適な居住環境を有した市街地の形成に取り組めます。 都市公園が果たすべきレクリエーション、防災など多様な機能を最大限発揮するため、市民ニーズをとらえた効率的な整備・運営など安全で魅力ある公園づくりに取り組めます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	都市拠点・地域拠点内(都市機能誘導区域と市街地調整区域の地域拠点)に新規立地する誘導施設数(施設)	目標値	7	14	21	28	35	A								B	
	基準値(R3)	0	実績値	16	38												
	目標値(R9)	35	単年度の達成度	228.6%	271.4%												
	基準値(R3)		実績値														
	目標値(R9)		単年度の達成度														
	目標値		単年度の達成度														
成果指標	都市拠点・地域拠点に誘導する生活利便施設の充足状況(充足率)(%)	目標値	85.2	85.9	86.6	87.3	88.0	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基準値(R3)	83.9	実績値	85.6	85.6												
	目標値(R9)	88.0	単年度の達成度	100.5%	99.7%												
	基準値(R3)		実績値														
	目標値(R9)		単年度の達成度														
	目標値		単年度の達成度														
【参考指標】	中核市水準比較	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9										
	中核市平均																
	本市実績																
	本市順位																
※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	A											
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(+5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B											
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B											
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B											

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価	
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においてはこれまで、都市全体の構造を見直しながら、持続可能なコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市を目指し、市町村の立地適正化計画の策定を支援することにより、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導を行うとともに、自然災害に対応した防災・減災まちづくりや、2050年カーボンニュートラルに向けたグリーンインフラ等を活用したまちづくり、スマートシティを始めとするデジタル技術・データを活用したまちづくりなど、社会環境の変化に対応したまちづくりに対する支援策の拡充などを行っている。 また、都市の魅力の向上やまちなかのにぎわい創出に向け、官民のパブリック空間(街路、公園、広場、民間空地等)をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成していくニーズが高まっていることから、こうした取組を推進する地方自治体への支援策の拡充などを行っている。 本市においては、NCCの形成に向けたライトラインの駅東側の開業・駅西側への延伸計画等によるまちのポテンシャルの向上や公共交通・都市基盤の着実な整備による拠点の形成の進展により、市民、事業者のまちづくりに対する機運や投資意欲などの高まりが見られ、特に、宇都宮駅西口周辺地区や大通りのライトライン沿線を始めとした都心部における官民一体となった開発の動きが活発になっている。 また、少子・超高齢化社会の進行や市民ニーズの多様化が進む中、公園づくりに当たっては、住民等との意見交換を通じ、高齢者等の健康増進につながる気軽なスポーツのための広場や健康遊具、人と人とのつながりや絆を育む交流の場の提供や誰もが安全安心に利用できる遊具等、地域が求める公園機能の充実に取り組む必要がある。 	85点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 「宇都宮市立地適正化計画」に基づく各拠点への都市機能・居住の誘導や、「都心部まちづくりプラン」に基づく人中心の居心地の良いウォーカブルな空間づくりに向けた民間開発の誘導において、民間事業者や関係団体等に対して、各種支援策を積極的に周知し、立地誘導を働き掛けてきたことにより、拠点内に新規立地する誘導施設数は増加するとともに、拠点内に誘導する生活利便施設の充足状況は概ね横ばいとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度に完了した宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業などの土地区画整理事業や市街地再開発事業、公園整備事業が推進され、安全で快適な居住環境を有した都市空間の形成が着実に進んだことにより、市民満足度は基準値より高く推移している。 令和5年度は、駅東口地区のまちびらきや駅東側のライトラインの開業など、都市整備の成果が目に見える形で表れた年であったことから、市民満足度が基準値を大きく上回っていたものと推察される。 一方で、NCCのまちづくりは中長期的な取組であり、市民生活等の変化やまちづくりの効果を市民等が感じづらく、施策の満足度に「わからない」という回答も増加傾向にあることから、市民等に対し、本市のまちづくりの考え方や取組内容等を分かりやすく説明していく必要がある。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	立地適正化計画等の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	本市が目指すNCCの具体化を図るため、各拠点等への居住や都市機能の適正な誘導を推進する。	市民・事業者	・都市機能の立地誘導策の展開 ・市街化調整区域における地区計画制度の活用促進	計画どおり	12,619	H26	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】</p> <p>「都市機能の立地誘導策の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の中間評価・見直しを行い、誘導区域の最適化を行うとともに新たな機能として都市活動支援機能を設定するなど、導出された計画推進上の課題を踏まえながら、施策の強化・充実を図ることができた。 ・計画の見直しと合わせて、コンビニエンスストア等を対象とした「都市活動支援施設立地促進補助金」の運用開始と、「都市機能誘導施設立地促進補助金」の拡充(「専門店」への拡充)を行うとともに、積極的な周知活動に取り組んだ。 ・関係課と連携した意見交換会や説明会等を実施して、NCCの考え方や必要性、具体化に向けた取組等について市民理解の促進を図ることができた。 ・引き続き、都市機能等の誘導策の展開とNCCまちづくりの市民理解の促進に向け、様々な機会や媒体を活用して取組等を情報発信していく必要がある。 <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞穂野南地区については工事が完了し補助金を交付するとともに、国本西地区、富屋地区等については、協力事業者やアドバイザーと連携しながら地域の取組支援を行い、地区計画制度の活用に向けた検討の進展を図ることができた。 ・更に、地区計画制度の活用に向けた基礎調査を実施し、地区の状況や課題、地区計画制度の活用可能性など、地元の機運醸成や組織化などの検討促進を図るための基礎資料を取りまとめることができた。(平石北小地区、上河内東小地区) ・地区計画制度を活用する地区に偏りが生じていることから、動きが見られない地区においても制度活用の動きを活発化させていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：都市機能の立地誘導策の展開及び地区計画制度の活用促進】</p> <p>「都市機能の立地誘導策の展開」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更なる都市機能及び居住の誘導促進に向け、居住や誘導施設の立地状況の分析や事業者のニーズ調査を行うなど、誘導策の効果・検証を進めていく。 ・各拠点の都市機能の強化に向け、関係団体や事業者等への制度周知を実施し、都市機能誘導施設立地促進補助金をはじめとした支援制度の活用を促進する。 ・NCCまちづくりへの市民理解の促進に向け、これまでの周知の取組に加え、関係課と連携しながら市主催イベントへの出店や学校での出前講座などを実施していく。 <p>「市街化調整区域における地区計画制度の活用促進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のコミュニティ維持に向け、地域主体で地区計画活用に向けた検討を進めている地区において、各地域の実情に応じた検討の進め方に合わせアドバイザー派遣や補助金等による取組支援を行う。 ・地域主体の地区計画制度の活用促進に向け、地区における基盤整備やインフラの状況や課題等を整理する基礎調査を行い、機運醸成や組織化など地域主体の検討を促進していく。(調査予定地区：清原南小地区、田原西小地区)
2	都心部まちづくりの推進	戦略事業	ライトラインを基軸とした公共交通と一体となった魅力ある都心部のまちづくりに向け、市民・事業者・行政等が協働しながら、まちづくり推進する。	市民・事業者	人中心の居心地が良いウォーカブルなまちづくりの推進	計画どおり	22,149	H30	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会や商店街関係者、更には宇都宮まちづくり推進機構や商工会議所の会員企業など多くの市民・事業者と意見交換を行い、「都心部まちづくりプラン」や「宮の街ナカエキサイト」の内容等を共有した。 ・また、ライトライン駅西側延伸や都心部まちづくりの市民理解を加速化させるため、ライトラインが導入された将来の大通りを再現したVRや、VRを活用した動画など、都心部のまちづくりをPRするコンテンツを作成し、地元との意見交換や大学生とのワークショップを実施するなど、多様な市民層に対して、まちづくりへの理解が促進された。 ・令和5年4月から運用しているまちづくりに貢献する民間開発の支援について、本市初となる優良建築物等整備事業を活用した民間開発が事業化された。 ・更には、東武宇都宮駅周辺における交通結節軸となる東武馬車道通りにおいて、令和4年度に実施した社会実験時の道路再編案を基本に、地元商店街や自治会と交通規制や道路整備の方針について意見交換を実施し、取組の方向性や空間づくりへの機運が高まった。 ・今後は、プランに位置付けた拠点や街路において、地元と空間づくりの方策などについて議論を深度化していくとともに、大学生など様々な主体とも意見交換を行いながら官民共創によるウォーカブルな空間づくりを具体化していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：ライトラインと一体となった沿線まちづくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、まちづくりを担う多くの関係者と、様々なコンテンツを活用し、都心部の将来像やまちづくりの方針、支援制度等の内容などを共有し、官民一体の空間づくりにつなげる。 ・また、プランに位置付けた拠点や街路において、ウォーカブルな空間づくりを官民共創で推進するため、地元関係者等との意見交換やバンパ通りにおける社会実験などに取り組むとともに、各種支援制度などの拡充やモデルとなる取組のPRなどに取り組む。

3	JR宇都宮駅西口周辺地区整備の推進	SDGs 戦略事業	宇都宮の玄関口としてふさわしい都市機能の集積を図るとともに、鉄道やLRT、バスなどの交通手段が連携した誰もが利用しやすい交通環境を創出する。	市民、来訪者、関係権利者及び交通事業者	・駅前広場の再整備と周辺まちづくりの一体的な検討 ・地元まちづくり組織の活動に対する支援等	計画どおり	154,955	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた検討の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は官民一体となった駅西口周辺地区の再編に向けて、地区の自治会やまちづくり活動団体、交通事業者、有識者で構成する「懇談会」を計3回開催し、駅前広場や民間街区の整備方針や導入機能、平面図イメージを取りまとめた。 また、A街区・トナリエ・北地区などにおける駅前広場整備と連携した周辺民間街区の再編に向けて、関係者との勉強会の開催や個別ヒアリングを継続的にを行い、周辺地区の一体的な再開発について、概ね方向性の合意を得た。 ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携しながら駅前広場における交通基盤施設の機能・規模・配置などに関する検討を行った。 駅西口周辺地区において、多くの関係者等から意見を伺いながら、官民一体となったまちづくりの方向性を示す「整備方針」などを取りまとめ、実効性の高い整備基本計画を早期に策定する必要がある。 計画の具体化に向けた基本設計にあたっては、ライトラインの西側延伸と一体となった駅前広場の空間デザインなどを検討する体制を構築するとともに、都市計画の進めを進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:魅力ある駅前広場や周辺まちづくりに向けた整備基本計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携を図りながら、適宜、「懇談会」において意見を伺い、「整備基本計画」を取りまとめる。また、交通管理者や交通事業者などの関係機関と協議を行うとともに、有識者等から意見をいただける検討体制を整えながら、駅前整備に向けた「基本設計」を進める。 周辺民間街区の権利者等で構成される「西口地区まちづくり協議会」や個別権利者等と、民間街区における導入機能や整備内容などについて意見交換を重ね、準備組合の設立など街区再編を進める。
4	小幡・清住土地区画整理事業		防災性や利便性の高い、安全・安心で快適な居住環境を形成する。	・事業計画区域 ・関係権利者及び市民	・仮換地指定 ・建物移転 ・道路整備 ・宅地造成	計画どおり	2,179,746	H25	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):建物移転、道路整備及び宅地造成の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係権利者の協力を得ながら移転計画に沿った仮換地指定や建物調査などを行うとともに、集団移転に伴う建築物等の解体や道路などの公共施設整備を行い、基盤整備を推進した。 引き続き、道路やライフラインなどの公共施設整備に係る関連企業と工程調整を密に図り、計画的に工事を進めるとともに、関係権利者の協力を得ながら、令和7年度以降の計画的な集団移転の実施に向けた取り組みを推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的・効率的な公共施設の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な市街地を形成する上で重要な事業であることから、計画的に事業を推進するため、引き続き、関係権利者の合意形成を図りながら、年度ごとの移転計画に沿った仮換地指定及び円滑な集団移転を進める。 仮換地指定や建物等の移転補償契約など、関係権利者と合意形成に向けた交渉を引き続き進めるとともに、理解の得られない権利者に対しては、様々な手法を検討しながら事業を推進する必要がある。 当該地区内の都心環状線については、交通便利性の向上に向けた道路ネットワークの形成・強化に寄与する重要な路線であることから、令和7年度末の供用開始に向け優先的に整備を進めていく。
5	身近な生活圏の公園整備事業	好循環P	地域コミュニティ形成などの拠点となる緑と憩いの場の創出	市民	地域ニーズを反映させた公園整備	計画どおり	93,089	H16	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):身近な生活圏の公園整備の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ワークショップ等を実施し、地域のニーズを伺いながら、土地区画整理事業と連携した公園整備を実施した。 <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを反映させた公園整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域の特性を的確に捉えながら、ワークショップ等による幅広い市民ニーズを反映させた身近な公園整備を推進する。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・NCCの実現に向けた持続可能な拠点形成の推進 人口減少や超高齢社会を見据えたSSCの土台となるNCCの実現に向け、市街化区域においては、引き続き、各拠点等の特性を生かした都市機能や居住の誘導を図る必要がある。また、市街化調整区域においては、市街化調整区域全体でバランスをとりながら地域拠点や小学校を中心とした地域の活力やコミュニティの維持を図り、公共交通ネットワークの構築と連携し、持続可能な拠点形成を推進していく必要がある。 NCCをけん引する都心部においては、ライトラインを基軸とした公共交通と一体となった魅力あるまちづくりに向けて、地元関係者・大学生等との意見交換などによるまちづくりの機運の醸成を図るとともに、ライトラインのJR宇都宮駅西側延伸を見据え活発になっている民間開発と連動しながら、多様なまちの機能の充実やゆとりある歩行空間の確保など、人中心の居心地の良いウォーカブルな空間の形成に官民共創により取り組んでいく必要がある。 また、公共交通の基軸となるライトライン沿線においては、NCCの都市構造の強化を図る上で、特に重要な場所であることから、各エリアの特性に応じた魅力ある沿線まちづくりに取り組む必要がある。 JR宇都宮駅西口周辺地区においては、官民一体となったまちづくりの方向性を取りまとめ、実効性の高い整備基本計画を早期に策定するとともに、計画の推進に向け、ライトライン西側延伸と一体となった駅前広場の再整備や民間街区の再編を進める必要がある。 これらのNCCの実現には、行政だけでなく市民・事業者の取組が欠かせないことから、長期的なまちづくりの考え方や必要性、その具体化に向けた「立地適正化計画」や「都心部まちづくりプラン」等の取組について、引き続き、市民・事業者の理解促進を図っていく必要がある。</p> <p>・利便性の高い安全・安心な居住環境の形成 市街地整備の推進については、近年の大規模災害の頻発化・激化を踏まえ、国土交通省において、防災・減災が主流となる社会の実現や持続可能で暮らしやすい地域社会の実現などを重点目標としている中、交通の円滑化や防災機能の強化に資する土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進することにより、利便性の高い安全で快適な居住環境の形成に取り組む必要がある。</p> <p>・身近な生活圏の公園整備 身近な生活圏の公園については、避難地などの防災機能としての役割のほか、地域コミュニティの形成や子どもの健全育成の場、地域イベントなどの活動の場としての活用が求められていることから、引き続き、より愛着を持って利用してもらえるよう、地域住民と連携しながら、公園の整備を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>・NCCの実現に向けた持続可能な拠点形成の推進 「立地適正化計画」等に基づき、市街化区域においては、引き続き、各誘導策の活用による拠点等への居住や都市機能の誘導を図るとともに、居住や誘導施設の立地状況の分析や事業者のニーズ調査など、誘導策の効果の検証を進めていく。また、市街化調整区域においては、地域の活力やコミュニティの維持が必要な拠点等における地区計画制度の活用促進等を図りながら、地域特性に応じた土地利用を推進していく。 こうした中、都心部においては、「都心部まちづくりプラン」の実現に向けて、本市で初めてとなる優良建築物等整備事業を活用した民間開発の支援を引き続き実施していくことに加え、新たな民間開発の掘り起こしや支援制度の活用促進を図るとともに、地元関係者等との意見交換や社会実験の実施などを通してまちづくりの機運醸成を図ることにより、官民の共創によるウォーカブルな空間づくりを推進する。 ライトライン沿線においては、令和8年3月の東部総合公園の開園に向けて整備を着実に推進するとともに、令和6年10月に見直した「立地適正化計画」を踏まえ、ライトライン停留場周辺など多くの人が行き交うエリアへの住む人等の移動の場面や都市活動を支援する機能の誘導・維持に向けて、支援策の活用を図る。 JR宇都宮駅西口周辺地区においては、ライトライン西側延伸や市街地再開発事業などの関連事業と連携を図りながら、適宜、「懇談会」において意見を伺い、「整備基本計画」を令和7年度中に取りまとめる。このうち、駅前広場については、交通管理者や交通事業者などの関係機関と協議を行うとともに、有識者等から意見をいただける検討体制を整えながら、整備に向けた「基本設計」を進めていく。さらに、周辺民間街区においては、「整備基本計画」を踏まえ、権利者等と引き続き意見交換を行いながら、駅前広場と一体となった空間づくりや商業・業務等の都市機能の再編を進める。 こうした取組に当たっては、市民や事業者の理解促進に向け、関係課と連携しながら、市主催イベントへの出店や学校での出前講座などの広報活動等を通して、拠点形成や居住誘導、都心部まちづくりなど、NCCの実現に向けたまちづくりの考え方や将来イメージ、その推進効果等について分かりやすく発信していく。</p> <p>・利便性の高い安全・安心な居住環境の形成 引き続き、土地区画整理事業については、関係権利者の合意形成を図りながら、住宅密集地における建物移転を円滑に進めることにより、都市計画道路の整備を優先的に進め、特に「都心環状線」については、令和7年度中の供用開始による全線開通を目指す。市街地再開発事業については、各地区の検討状況や民間による開発の動きに応じた適切な支援を行うとともに、着実な事業の推進により、防災性が高く、安全・安心な都市空間を形成していく。</p> <p>・身近な生活圏の公園整備 身近な生活圏の公園については、引き続き、ワークショップなどにより地域ニーズを的確に捉え、地域特性に応じた個性ある公園整備に計画的に取り組む。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	2	安いで快適な住まいづくりの促進	施策主管課	住宅政策課	総合計画 記載頁	123
-----	---	-----------------	-------	-------	-------------	-----

1 施策の位置付け

政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	12	魅力的で持続可能な都市空間の形成	関連する SDGs目標	
------	----	---------	----	----	------------------	----------------	--

政策目標	都市拠点や地域拠点、公共交通沿線などにおいては、暮らしに必要な都市機能や住まいが集まり、市内の各地域が、その特性に応じた個性や魅力を備え、防災性が高く暮らしやすい都市空間が形成されています。市民が、多様な住まい方を選択でき、良好なコミュニティや安全・安心な住環境の中で、水と緑に囲まれて快適に暮らしています。
------	--

2 施策の取組状況

施策の方向性	市民が、それぞれのニーズに応じた住まい方を選択できるよう、市民の多様なライフスタイルに応じた住まいづくりに取り組みます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)		R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	指標名(単位)		満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価		
	産出指標	住宅取得支援による高次都市機能誘導区域内への居住人数(人)	目標値	864	1,023	1,182	1,341			1,500	A		施策の満足度(%) 〔「満足」と「やや満足」の合計〕	基準値 (R4)	5.1%	19.6%	24.7%		16.1%	7.3%
基準値 (R3)		546人 (単年度)	実績値	1,137 (320)	1,310 (173)			R5	4.0%	24.3%			28.2%	10.1%	5.7%	48.3%				
目標値 (R9)		1,500人	単年度の達成度	131.6%	128.1%			R6	3.5%	24.5%			27.9%	17.5%	5.8%	42.2%				
			目標値					R7												
			基準値 (R3)					R8												
			目標値 (R9)					R9												
成果指標	高次都市機能誘導区域内の人口(人)	目標値	21,478	21,796	22,114	22,432	22,750	A	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照	③ 主要な構成事業の進捗状況								B		
	基準値 (R3)	20,842人	実績値	21,276	22,798					【参考指標】	中核市水準比較	中核市平均								評価の 組合せ
	目標値 (R9)	22,750人	単年度の達成度	99.1%	104.6%						本市実績								指標	
			目標値								本市順位									
			基準値 (R3)								※ 評価の 考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出 指標	A			
			目標値 (R9)									② 市民意識 調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果 指標	A			
		基準値 (R3)							③ 主要な構成事業の 進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民 満足	B						
		目標値 (R9)							総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成 事業	B						

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価		
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、「住生活基本計画(全国計画)」(R3.3)に基づき、「子どもを産み育てやすい住まいの実現」や「住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備」、「頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成」等を推進しており、令和4年4月に改正「マンション管理適正化法」を施行し、管理適正化に向けた施策の推進など行政の役割の強化等を図るとともに、令和7年10月に改正「住宅セーフティネット法」を施行し、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化等に向けて居住サポート住宅の認定制度を創設するなど、自治体における取組のより一層の推進が求められている。 本市においては、令和5年2月に「宇都宮市住生活マスタープラン」を策定し、進展する人口減少・超少子高齢社会への対応やNCCの形成に向けて、居住誘導区域等への居住誘導や住宅セーフティネット機能の向上、マンション管理適正化などを推進している。 国においては、令和6年能登半島地震における住宅・建築物の倒壊等の被害を踏まえ、令和6年度補正予算において、耐震改修に係る補助限度額の引き上げや、「リ・パース60」を活用した高齢者向け耐震改修融資の無利子化・低利子化を行うほか、令和7年3月に「木造住宅の安全確保方策マニュアル」を改訂し、所有者による耐震化を支援している。 本市においても、令和3年5月に策定した「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」に基づき、国・県や関係団体と連携し、建築物の耐震化についての周知啓発を図るとともに、耐震診断や耐震改修を促進するための支援策など様々な施策を総合的に推進している。 	90点		
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> マイホーム取得支援事業補助金について、市HPや不動産事業者と連携・協力したPR等を行い、高次都市機能誘導区域等への転入・転居を促進したことにより、「住宅取得支援による高次都市機能誘導区域内への居住人数」及び「高次都市機能誘導区域の人口」は、ともに単年度の目標値を達成した。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> マイホーム取得や既存住宅のバリアフリー化・断熱化等の住宅改修への支援、住宅確保要配慮者の居住支援、住宅の耐震化など、安全で快適な住まいづくりの促進に取り組んできたところであるが、コロナ禍を契機とした働き方の変化や多様な住まい方への関心の高まりなどから、市民満足度は前年度と同水準となった。 施策の満足度は上昇傾向にあるが、「わからない」と回答した市民の割合も多いことから、本市の安全で快適な住まいづくりの取組について、効果的な周知を図る必要がある。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	マイホーム取得支援事業補助金	好循環P	・拠点形成の促進(居住誘導区域等への居住誘導) ・人口の獲得	居住誘導区域等に住宅を取得した市内転居者・市外転入者	・住宅取得費の一部補助 ・住宅金融支援機構との連携事業(フラット35の金利優遇)の実施	計画どおり	95,900	R5	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):居住誘導区域等への居住誘導・人口の獲得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口が減少する中であっても、本制度の活用促進により、子育て世帯をはじめ、約270世帯(約760人)について、居住誘導区域等への転入・転居を図るとともに、その約4割が空き家の取得であり、不動産市場における空き家の流通促進に寄与した。 ・本制度利用者からは補助金が区域等を選ぶきっかけになったとの声が多く寄せられていることから、マイホーム取得者が多い30代～40代の若年層等への周知により、利用を一層促進し、居住誘導区域等への転入・転居を図っていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若年層等による制度利用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住誘導区域等への転入・転居を促進するため、移住定住相談窓口「miya come」や市HP、SNS等の各種媒体を活用するほか、不動産事業者等と連携・協力したPRを強化するなど、主たるターゲットである若年層への効果的な周知に取り組む。 	
2	住宅確保要配慮者への居住支援		民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築	住宅確保要配慮者(低額所得者、高齢者、子育て世帯等)	住宅確保要配慮者の居住支援	計画どおり	3,327	R5	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):住宅確保要配慮者への居住支援の理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産関係団体や福祉団体、宇都宮市で構成する「宇都宮市居住支援協議会」において、住宅確保要配慮者の住まい探しの相談支援や福祉へのつなぎ等の居住支援を実施するほか、要配慮者向け居住支援ガイドブックの作成・地域包括支援センター等の窓口での配布により、住まいに関する困りごとの解消を図った。 ・不動産事業者等を対象に高齢者の入居に伴う不安解消策を紹介する居住支援セミナーを開催するほか、大家・不動産事業者向け居住支援ガイドブックの作成・市内全不動産事業者への配付により、要配慮者を受け入れる際の不安解消を図った。 ・セーフティネット住宅について、不動産事業者への直接訪問や居住支援セミナーにおける説明会を実施し、前年度比約540戸(うち専用住宅20戸)増加した。 ・今後、単身高齢者世帯等の増加により、住宅の確保が困難となる方のより一層の増加が見込まれることから、セーフティネット専用住宅の登録促進に向けた大家・不動産事業者の理解促進などに取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:住宅確保要配慮者への円滑・効果的な居住支援やセーフティネット専用住宅の登録促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者の居住支援を推進するため、居住支援協議会における相談案件等の分析や住宅市場動向等を踏まえ、不動産関係団体や福祉団体等との協議・調整を図りながら、住宅確保要配慮者の円滑かつ効果的な入居・生活支援等に取り組む。 ・専用住宅の登録促進のため、大家の要配慮者の入居に対する不安解消につながるよう、家賃低廉化補助等の支援制度の周知や意識啓発を図るセミナーの開催などに取り組む。 ・国において令和7年10月から施行予定の居住サポート住宅について、供給促進につながるよう、大家・不動産事業者に向けて、市HPや居住支援セミナー等における周知に取り組む。 	
3	住宅改修事業費補助金		・良質な住宅ストックの形成 ・既存住宅の快適な住生活の実現	既存住宅の機能・性能の向上を図る改修工事を行う市民	住宅改修費の一部補助	計画どおり	43,836	H24	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):既存住宅の断熱化やバリアフリー化等の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度を活用し、既存住宅約460戸において、浴室のバリアフリー化や窓・外壁等の断熱化等の改修工事が実施され、既存住宅の機能・性能の向上を図った。 ・既存の持ち家のバリアフリー化は4割程度、断熱化は5割程度に留まるなど、改善の必要な住宅が多く存在することから、安心・快適な住環境の創出に向けて、市民ニーズ等を踏まえた制度拡充などを図りながら、既存住宅の機能・性能の向上を促進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:既存住宅の機能・性能の向上に向けた制度の拡充・利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の機能・性能の向上に向けて、施工業者等と連携・協力を図るとともに、本補助制度について、屋外の手すり設置等のバリアフリー改修を新たに補助対象に追加するほか、広報紙等の各種媒体を活用した効果的な周知に取り組む。 	
4	耐震診断士派遣制度		住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	無料の耐震診断	計画どおり	9,504	R5	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):派遣制度の利用促進・周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料で利用できる耐震診断士派遣制度について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知するとともに、旧耐震基準住宅の所有者に対し、耐震普及ローラー作戦(戸別訪問)やDMIにより、耐震化の必要性を周知するとともに、各種支援制度の活用を促した。 ・耐震化を進めるに当たっては、住宅所有者に自宅の耐震性の実態を把握してもらうことが必須であるため、まずは耐震診断してもらえるよう制度の周知に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:派遣制度の利用促進・耐震診断実施者へのフォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、耐震診断士派遣制度について、自治会回覧や広報紙、HP等により、広く周知を行うとともに、耐震診断の結果、十分な安全性がないと判断された住宅所有者で改修を実施しないことを選択した者に対しては、定期的に改修を促していく。 	

5	木造住宅耐震改修(耐震化効果促進)補助金	住宅の耐震化促進	昭和56年5月31日以前の基準で建築された木造2階建て以下の一戸建て住宅を所有する個人	耐震改修等費用の一部補助	計画どおり	45,427	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助制度の活用・周知啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会回覧や広報紙、HP等により、耐震化の必要性を広く周知するとともに、旧耐震基準住宅の所有者に対し、耐震普及ローラー作戦(戸別訪問)やDMIによる耐震化の補助制度の周知に取り組んだ。 ・国・県による令和7年度からの耐震改修工事に補助金を上乗せする方針を踏まえ、耐震改修補助額を拡充した。 ・木造住宅が集中する地域において、重点的に普及啓発を行うとともに、引き続き、本庁舎市民ホールでのパネル展や耐震無料相談会、防災ベッドの実物展示会などの取組を強化しながら、住宅の耐震化を促進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:継続的な周知啓発・補助制度の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、改修や建替えの耐震化に対する支援に加え、部分改修や耐震シェルターなどの命を守る方策を展開するため、木造住宅が集中する地域にターゲットを絞った戸別訪問や関係団体と連携した周知活動などに取り組んでいく。 ・令和7年度が、現行計画(「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」)の最終年度となることから、次期計画の策定作業の中で、国の基本方針や県の計画と整合を図るとともに、本市の耐震化の状況等を踏まえ、旧耐震基準の住宅所有者の大半を占める高齢者のニーズを捉えた対応など、有効な支援策を検討していく。
---	----------------------	----------	---	--------------	-------	--------	-----	--

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・居住誘導区域等への居住促進及び人口の獲得 不動産価格の高騰に伴う消費者の購買意欲の低下等により、市内の新設住宅着工件数は減少傾向にある(R6年度は前期比12%減、R5年度は前期比11%減)一方で、ライトライン開業等により宇都宮駅東側のライトライン沿線などにおける分譲マンション等の住宅需要が高まっており、こうした状況を踏まえながら、居住誘導区域等への市民の転居、市外からの転入を促進する必要がある。</p> <p>・住宅確保要配慮者の居住の安定確保(住宅セーフティネット機能の向上) 超少子高齢社会の進展により、国内では身寄りのない単身高齢者が令和12年には1.5倍(R2年比)、令和32年には3.2倍(R2年比)になるなど、住宅確保要配慮者が今後急増することが見込まれており、住宅確保要配慮者が円滑に住まいを確保できるよう、住宅セーフティネット機能の中核となる市営住宅の安定的・計画的な供給に取り組むとともに、市内の民間賃貸住宅の空き室を活用した住宅セーフティネット機能の向上を図る必要がある。</p> <p>・良質な住宅ストックの形成と定住促進 既存の持ち家のバリアフリー化は4割程度、断熱化は5割程度に留まるなど、改善の必要な住宅が多く存在することから、安心・快適な住環境の創出に向けて、市民ニーズ等を踏まえながら、既存住宅の機能・性能の向上を促進する必要がある。また、外壁の剥落や廃墟化など、周囲に大きな影響を及ぼすおそれのある高経年マンションが10年後には現在の約4倍に急増することから、管理適正化に向けた管理組合の自主的な取組を促進する必要がある。</p> <p>・住宅の耐震改修の促進 令和6年能登半島地震の後、南海トラフ地震や首都直下型地震等、今後予想される災害に対する不安感から、住宅の耐震化について市民の関心が高まっており、この機会を捉え、耐震化の必要性を周知するとともに、各種支援制度の活用を促す必要がある。また、これまでの取組により、住宅の耐震化は着実に進んでいるものの、依然として耐震性の不十分な住宅は残されていることから、更なる耐震化に加え、居住の実態を踏まえた適切な支援策や市民の命を守る方策についても推進していく必要がある。</p>	<p>・居住誘導区域等への居住促進及び人口の獲得 家族構成や生活環境の変化等により転居や持ち家の取得を行うことが多い20代～40代の若年層等について、居住誘導区域等への転入・転居を促進するため、本市のまちづくりや魅力の発信を行うほか、同区域内における持ち家の取得や賃貸住宅への入居を誘導する支援に取り組む。 また、サービス付き高齢者向け住宅について、整備事業者への支援により、居住誘導区域への施設整備を促進するなど、市民の多様なライフスタイルに応じた住まいづくりに取り組む。</p> <p>・住宅確保要配慮者の居住の安定確保(住宅セーフティネット機能の向上) 市営住宅の安定的・計画的な供給に向けて、「宇都宮市公営住宅等長寿命化計画」に基づく長寿命化工事等を着実に実施するほか、宝木及び瑞穂野市営住宅など郊外大規模団地の規模・配置の見直しなどを推進する。 また、住宅セーフティネット機能の向上に向けて、「宇都宮市居住支援協議会」の構成団体である不動産関係団体や福祉団体等と引き続き連携を図りながら、円滑かつ効果的な住まい探しの相談支援や福祉へのつなぎ等の居住支援に取り組むとともに、賃貸住宅大家の不安解消を図りながら、セーフティネット専用住宅や居住サポート住宅の普及促進に取り組む。</p> <p>・良質な住宅ストックの形成と定住促進 既存住宅のバリアフリー化や断熱化等に対するニーズが高まっている中、引き続き既存住宅の性能・機能の向上を促進するため、令和7年度から住宅改修補助の対象に屋外バリアフリー化工事等を追加するとともに、今後とも施工業者等と連携・協力を図りながら、広報紙等の各種媒体を活用した効果的な周知に取り組む。 また、マンション管理の適正化を促進するため、管理組合の意識啓発を実施するほか、管理組合の自主的な取組を促進するため、組合運営や、専門的知識を必要とする維持・修繕等の課題解決、長寿命化工事等に対する支援に取り組む。</p> <p>・住宅の耐震改修の促進 市民の耐震化への関心が高まっている時宜を捉え、自治会回覧や広報紙、HP等により広報活動を行うとともに、木造住宅が集中する地域をターゲットとした戸別訪問を行うなど、住宅所有者へ直接働きかける。また、令和7年度までを計画期間としている「宇都宮市建築物耐震改修促進計画(三期計画)」を見直し、国・県の耐震化施策の動向のほか、これまでの取組の評価や課題等を踏まえた新たな四期計画を策定し、効果的かつ効率的な住宅の耐震改修の促進に取り組む。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3	空き家・空き地対策の推進	施策主管課	生活安心課	総合計画 記載頁	123	
1 施策の位置付け	政策の柱	VI 交通の未来都市	政策	12	魅力的で持続可能な都市空間の形成	関連する SDGs目標	  
政策目標	都市拠点や地域拠点、公共交通沿線などにおいては、暮らしに必要な都市機能や住まいが集まり、市内の各地域が、その特性に応じた個性や魅力を備え、防災性が高く暮らしやすい都市空間が形成されています。市民が、多様な住まい方を選択でき、良好なコミュニティや安全・安心な住環境の中で、水と緑に囲まれて快適に暮らしています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	空き家等の発生予防・管理不全化抑制、管理不全の解消、有効活用の促進により、良好な生活環境が保全された安全で安心な魅力ある地域社会の形成に取り組みます。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	管理不全な状態等の空き家所有者等に対する指導件数(件)	目標値	150	145	140	135	130	C								A
	基準値(R3)	153	実績値	288	268											
	目標値(R9)	130	単年度の達成度	52.1%	54.1%											
	目標値		実績値													
	目標値		単年度の達成度													
	目標値		実績値													
成果指標	管理不全な状態等の空き家解決率(%)	目標値	60	65	70	75	80	B	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B
	基準値(R3)	60.8	実績値	47	46											
	目標値(R9)	80	単年度の達成度	78.3%	70.5%											
	目標値		実績値													
	目標値		単年度の達成度													
	目標値		実績値													
※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	C							
	② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果指標	B							
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	A							
	総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B							

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減退型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)			総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に実施した「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家の数は900万戸まで増え、住宅総数における空き家率は13.8%と過去最高となっている。また、本市が令和2年度に実施した空き家実態調査においても、戸建て空き家の総数は、平成29年度の前回調査より約750戸増えた5,587戸と増加傾向にあり、今後とも空き家の数は増加することが見込まれるため、さらなる空き家対策が求められる。 令和2年度に実施した「国勢調査」によると、空き家が発生する潜在的な要因となる全国の65歳以上の人口に占める単身高齢者は、約671万人で単身者率は19.0%となっており、本市の65歳以上の単身高齢者は前回調査より3,913人増えた22,945人で、単身者率は17.7%と増加傾向にあることから、空き家が発生する潜在的な要因となる「ひとり暮らしの持ち家高齢者」が抱える「家」の不安解消への支援が求められる。 令和5年12月に改正空家特措法が施行され、適切な管理が行われていない空家等(管理不全空家等)に対する指導・勧告ができるようになったことから、管理不全空家等の所有者に対し、法に基づき、早期からの指導等を積極的に行い、特定空家化する前からの対策が求められる。 	80点	
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 産出指標については、全国的に空き家が増加していることや改正空家特措法の施行により指導対象となる空き家が「特定空家等」に加え「管理不全空家等」まで拡大されたことから、本市における相談件数が指標設定時の想定を超えて増加しているため、管理不全解消に必要な指導件数は増加している。 成果指標については、空家特措法等に基づく指導等の徹底や、官民連携組織「宇都宮空き家会議」との連携による「協力事業者紹介制度」などに取り組み、管理不全な空き家等の解消に一定の成果を上げている一方で、過年度から複数回の指導等を行うも解消されない事案が増加傾向にあることから、前年度と比較し、解決率は低くなっている。 	概ね順調	

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P 戦略事業 SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	空き家等対策推進事業	好循環P 戦略事業	空き家の発生抑制や管理不全解消、活用促進	市民・空き家所有者等	<ul style="list-style-type: none"> 管理意識啓発に係る情報提供 管理不全な状態の解消に向けた法や条例に基づく指導等の実施 協力事業者の紹介などの「紹介業務」の実施(官民連携事業) 空き家等に関する啓発などの「情報発信業務」の実施(官民連携事業) 	計画どおり	4,137	H24	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):管理不全な空き家等の解消及び官民連携事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「家の見守り事業」により、持ち家を所有する75歳ひとり暮らし高齢者に意向調査票を送付し、希望者に訪問調査を実施し、情報提供や助言を行ったほか、「空き家早期発見事業」により、空き家となって間もない家を抽出し、相続人等への意向調査等の支援を実施して、空き家の管理不全化抑制に取り組んだ。 法や条例に基づく指導等において、指導した管理不全な空き家等のうち、空き家については46%、空き地については68%の問題を解決するとともに、相続人が不在の空き家3件に対して相続財産管理制度を適用するなど、管理不全な空き家等の解消を図った。 官民連携事業である「協力事業者紹介業務」においては、令和5年度を超える238件の相談が寄せられ、49件が成約したほか、空き家の利活用を促進するためには宇都宮空き家会議の運営体制や事務局機能の強化を図る必要があることから意見交換等を行った。また、「情報発信業務」においては、「空き家・空き地活用バンク」による物件の情報発信に取り組んだほか、移住定住施策連携事業としてホームページのリニューアルを進め、ユーザビリティ向上や居住誘導区域内物件の拡充を図った。また、空き家を活用したい人材の確保や育成を図るため、空き家の活用に必要な知識や技能を体系的に学習できる機会を提供する「空き家の学校」を、令和5年度に引き続き開催するなど、官民連携事業を着実に推進した。 一方で、空き家の総数は増加していることや、所有者等が高齢者などで身体的・経済的な理由などにより、所有者自身による解決が困難な空き家等や不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等への対応が課題となっていることから、さらなる対応策を講じていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:第2次空き家等対策計画に基づく施策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2次宇都宮市空き家等対策計画に基づき、各種啓発事業に取り組みほか、空き家等の発生予防のため、引き続き、「家の見守り事業」や「空き家早期発見事業」に取り組んでいく。 管理不全な状態の解消に向け、引き続き、法や条例に基づく指導等を円滑に実施するとともに、各種補助金の周知や財産管理制度の活用に取り組み。 活用促進については、引き続き、リニューアルした「空き家・空き地活用バンク」等による情報発信に取り組みほか、空き家の利活用を促進するために「宇都宮空き家会議」の運営体制や事務局機能の強化を図るとともに、庁内関係課と連携し、官民連携事業を推進していく。 	
2	空き家等対策地域活動費補助金	好循環P 戦略事業	地域が取り組む空き家対策等活動の支援	地域活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付 [有効活用活動] 40万円を上限に補助 	計画どおり	800	H26	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策に取り組む地域活動団体への支援実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生抑制活動について、「空き家等対策の推進に関する協定」を締結した栃木県司法書士会と協働で空き家対策と相続のセミナーの開催することにより、啓発活動に取り組んだ。 有効活用活動について、空き家を活用した地域住民の居場所作りなど地域による主体的な空き家等対策の活動を支援することができた。 地域が空き家等の所有者に同意を得た樹木や生垣の剪定、草刈りを行う適正管理活動等でも利用促進が図られるよう、制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域活動団体への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市自治会連合会や地域まちづくり組織における会議の場や各種空き家対策セミナーなどにおいて、制度の活用事例などを示しながら、引き続き制度の周知に努めていく。 	
3	空き家等対策補助金	好循環P 戦略事業	<ul style="list-style-type: none"> 危険な空き家の除却促進 地域活性化に資する用途への空き家の活用促進 	<ul style="list-style-type: none"> [老朽危険空き家除却費補助金] 空き家所有者等 [再生支援事業補助金] 地域活動団体、法人、個人 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付 [老朽危険空き家除却費補助金] 補助率3分の2で上限70万円を補助 [再生支援事業補助金] 補助率3分の2で上限440万円を補助 	計画どおり	13,914	H29	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):空き家等対策補助金の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「老朽危険空き家除却費補助金」については、令和6年度は、49件の事前申請を受け、そのうち、現地調査の結果、危険な状態と判定した空き家15件の除却に対し補助金を交付した。 危険な空き家の除却や空き家の活用により空き家の解消に繋がるよう、さらなる制度の周知に取り組む必要がある。 「再生支援事業補助金」については、釜川沿いの空き家を文化交流拠点や地域のにぎわい創出のために活用する事業に対し補助金を交付した。 民間活力による空き家の利活用促進を図るため、活用事例や制度の周知に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:相談者等への制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙、空き家会議通信及び市のホームページにおいて広報するとともに、危険な空き家の除却や空き家の活用について問い合わせのある相談者に対し、補助金の利用を案内するなど、制度の周知に努めていく。 	

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の発生予防と管理不全化の抑制 全国的な傾向と同様に、本市においても戸建て空き家の総数が増加傾向にあることや、問題のなかった空き家が所有者の死亡等により、管理されない空き家へ移行するなどの問題に直面していることから、空き家等の発生を予防するとともに、すでにある空き家等を管理不全化させない対策に取り組んでいく必要がある。 ・空き家等の管理不全の解消 周囲に迷惑を及ぼす空き家等への改善要求は、市民意識の高まりを背景に依然として高い水準にあることから、所有者による自己管理を促進するため、法や条例に基づく指導等の徹底を図る必要がある。 また、高齢者など身体的・経済的な理由などにより所有者自身による解決が困難な空き家等や、不動産市場での流通が難しい未接道などの空き家等事案への対応について、地域や関係課等と連携して対応していく必要がある。 ・空き家等の有効活用の促進 管理されない空き家等の増加を防止する観点から、空き家等の不動産市場での流通促進を図るとともに、空き家を地域の居場所などの居住以外の用途に利用するモデル事業に官民連携で取り組むなど、官民が一体となった更なる活用対策に取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の発生予防と管理不全化の抑制 空き家等の発生を予防するため、持ち家を所有する75歳ひとり暮らし高齢者に対して、生前対策に関する周知・啓発に取り組む「家の見守り事業」のほか、空き家等の管理不全化を抑制するため、空き家を早期に発見し、市場への流通促進や管理意識の啓発を図る「空き家早期発見事業」などに取り組んでいく。 ・空き家等の管理不全の解消 管理不全な空き家等により悪化した生活環境を改善するため、事案に応じて庁内関係課と十分な連携を図りながら指導等の徹底に取り組むとともに、特定空家化を防止するため管理不全空家等の指導等に取り組んでいくほか、相続人が不在などの空き家等に対しては、財産清算制度を活用することなどにより、管理不全な空き家等の解消に取り組んでいく。 さらに、身体的・経済的な理由などにより所有者自身による解決が困難な事案や、未接道または狭小地による流通が難しい事案などの解消を図るため、官民連携による協力事業者の紹介などの支援に取り組むほか、空き家等と隣接地を一体の「面」として捉えて解消を目指す「面的対策推進事業」などに取り組んでいく。 ・空き家等の有効活用の促進 空き家等の不動産市場での流通促進を図るため、移住定住施策と連携してリニューアルした「空き家・空き地活用バンク」HPにおいて物件の充実や情報発信の強化に取り組んでいく。 「再生支援事業補助金」を利用した、地域のにぎわい創出や文化交流拠点として釜川沿いの空き家を活用した事例を周知することで、更なる空き家活用の促進に取り組んでいく。 空き家の利活用を促進するために「宇都宮空き家会議」の運営体制や事務局機能の強化を図るとともに、庁内関係課と連携し、官民連携事業に取り組んでいく。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4	緑豊かで魅力ある都市景観の保全・創出	施策主管課	景観みどり課	総合計画 記載頁	123
1 施策の位置付け	政策の柱	VI 交通の未来都市	政策	12	魅力的で持続可能な都市空間の形成	関連するSDGs目標
政策目標	都市拠点や地域拠点、公共交通沿線などにおいては、暮らしに必要な都市機能や住まいが集まり、市内の各地域が、その特性に応じた個性や魅力を備え、防災性が高く暮らしやすい都市空間が形成されています。市民が、多様な住まい方を選択でき、良好なコミュニティや安全・安心な住環境の中で、水と緑に囲まれて快適に暮らしています。					

2 施策の取組状況

施策の方向性	市民・事業者等との協働により、豊かな水と緑の保全・創出に取り組めます。景観啓発の充実や景観づくり組織への支援などにより、市民が主体となった景観づくりの促進に取り組めます。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価								
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない										
産出指標	緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動参加者の延べ人数(人)	目標値	3,500	3,575	3,650	3,725	3,800	B								B							
	基準値(R3)	3,350	実績値	3,595	3,326		R5										6.2%	40.3%	46.5%	13.6%	5.0%	29.7%	
	目標値(R9)	3,800	単年度の達成度	102.7%	93.0%		R6										3.9%	35.7%	39.6%	13.9%	5.6%	35.1%	
	景観啓発・景観学習参加者数(人)	目標値	826	857	888	919	950	A									R7						
	基準値(R3)	765	実績値	891	880		R8																
	目標値(R9)	950	単年度の達成度	107.9%	102.7%		R9																
成果指標	緑地保全・緑化推進に係る活動箇所数(箇所)	目標値	346	352	358	364	370	B	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B							
	基準値(R3)	336	実績値	343	332		中核市平均																
	目標値(R9)	370	単年度の達成度	99.1%	94.3%		本市実績																
	景観形成重点地区等の指定数(地区)	目標値	8	9	10	10	11	A									本市順位						
	基準値(R3)	8	実績値	8	9		① 施策指標(産出指標)(成果指標)										A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B		
	目標値(R9)	11	単年度の達成度	100.0%	100.0%		② 市民意識調査結果(満足度)										A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B		
基準値(R3)		実績値					③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	B											
目標値(R9)		単年度の達成度					総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B											

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 逦増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) … (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逦減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) … (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価		
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 緑の保全・創出への取組として、国においては、近年、気候変動対応、生物多様性確保、Well-being向上等の社会課題解決に向けて、緑地の持つ機能への期待の高まりから、都市における緑地の質・量両面での確保等を推進するための、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が施行(令和6年11月)され、良好な都市環境を実現するための地方公共団体や民間事業者の緑の保全・創出に関する取組を後押しする仕組みが構築された。 本市においても、緑の保全・活用・創出に関する取組の担い手が減少する中で、これまで以上に市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいくことが重要であり、さらに、令和5年2月に策定した「第3次宇都宮市緑の基本計画」に基づき、本市を形作る山林、丘陵地、農地、河川や、歴史・文化的な緑の保全・活用を推進するとともに、場所や規模、地域ニーズ等に応じて、企業等多様な主体が連携し、景観・観光・防災・地域コミュニティ形成・環境等、必要な緑の機能を発揮させることにより質の高い緑を増やすなど、緑によるまちの魅力を高めるための取組を展開していく必要があり、特にまちなかにおいては、立地適正化計画等のまちづくりと連動した緑の効果的な配置・誘導を図る必要がある。 都市景観の保全・創出への取組として、国においては、令和2年度に「景観改善推進事業」を創設し、魅力的かつ住みよい集約型都市を目指す地域において、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を行うことで、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を生かした魅力ある景観形成を推進している。また、「第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月閣議決定)」の重点目標の一つに、「持続可能で暮らしやすい地域社会の実現」を設定し、地域の自然や歴史文化に根差した魅力・個性を生かしたまちづくりを進め、持続可能で暮らしやすい地域社会を目指すこととしている。 本市においても、ライトラインのJR宇都宮駅西側への延伸やJR宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画などの検討を進めており、また、街なかの空間において多様なまちの機能の充実や移動しやすく、人中心の居心地の良いウォーカブルな空間に変えていく、官民協働のまちづくりを推進する「都心部まちづくりプラン」を令和6年2月に策定するなど、今後、新たなまちなみの形成を進めていくことから、地域の特性を活かした良好な景観形成に向けた取組の強化が求められている。 	80点		
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 緑地保全・緑化推進に係るボランティア活動者については、高齢化により減少傾向にあるなか、(公財)グリーントラストうつのみやにおいて市民を対象とした公開活動や企業連携による保全活動に取り組んだほか、夏季の猛暑の影響等により緑地の保全活動者数が減少したものの、緑化ボランティアの活動場所の増加などもあり、目標を概ね達成することができた。 緑地保全・緑化推進に係る活動箇所については、花苗配布などの支援による地域での緑化活動の実施箇所数が目標値を下回ったが、概ね達成することができた。 景観啓発・景観学習参加者については、うつのみや百景を活用したツアーや出前講座、パネル展示を適宜実施したことで、目標を達成することができた。 景観形成重点地区等の指定については、鬼怒通り駅東地区(駅東側~国道4号)について、着実に事業を推進したことで、令和7年2月に景観形成重点地区に指定し、目標を達成することができた。 	市民満足度	<ul style="list-style-type: none"> 出生記念などへの樹木贈呈や花苗配布による地域緑化への支援のほか、「(公財)グリーントラストうつのみや」と連携した緑地の保全・活用、「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」や「景観づくり推進協議会」などと連携した中心市街地への緑化による身近に緑が感じられる人中心の居心地の良いウォーカブルな空間形成、うつのみや百景を活用したツアーや出前講座、パネル展示など市民が景観に触れる機会を提供する取組を継続して実施してきたことにより、市民満足度については基準値を上回った。 	概ね順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・ 戦略事業・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	都市緑化の推進		市民・事業者に対する都市緑化の普及啓発と市民協働による緑空間の創出	・市民, 事業者 ・民有地, 公有地, 公共公益施設	・市民・事業者・行政の協働による花いっぱいのもちづくりの促進	計画どおり	4,275	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):まちなかの質の高い緑の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地の緑化推進については、市民に対し記念樹を贈ることで緑化の意識啓発を図るとともに、花苗配布により地域における緑化活動の支援を実施した。 ・中心市街地の緑化推進については、通年での華やかな状態の保持や夏場の維持管理に係る負担軽減等を図るためハンギングバスケットの設置時期を見直したほか、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携し、ハンギングバスケット大作戦及び花と緑のフェスティバル等を実施することで、まちなかの緑の充実や回遊性の向上、更には、市民の緑化意識の高揚や花と緑あふれる宇都宮のPRを実施した。 ・効果的な緑の配置方法や緑化の手法などを市民等に広く共有し、質の高い緑化を誘導するため、景観審議会専門部会や栃木県立博物館などの専門家の意見を取り入れた「緑化ガイドライン」を作成し運用(高次都市機能誘導区域)を開始した。 ・中心市街地において、引き続き、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携を密にし、まちなかの緑の充実に向けて取り組む必要がある。 ・NCCの形成に向けて政策的に居住や都市機能の誘導を進めていく中で、まちづくりと連動して、賑わいや居心地の良さを向上させる人の目に見える緑を効果的に配置・誘導する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:まちなかの質の高い緑の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地において、年間を通したまちなかの緑の充実に向けて、「花と緑のまちづくり推進協議会」や市緑化ボランティア、事業者等と連携を密にし、各種事業に取り組む。 ・立地適正化計画区域(都市機能誘導区域, 居住誘導区域)や、市街地調整区域内の地区計画等のまちづくりと連動し、質の高いみどりを誘導するエリアを拡大するため、適正な緑化基準の設定に向けた検討を行う。
2	緑化推進及び緑地保全団体への支援		団体と連携した都市緑化及び緑地保全の推進	・宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会 ・(公財)グリーントラストうつのみや	・花と緑の普及啓発を目的とする団体及び緑豊かなまちづくりを目的とする公益財団への活動費補助	計画どおり	9,504	花緑 H13 GT H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):緑関連団体の支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花と緑のまちづくり推進協議会」に対しては、「花いっぱい協賛事業」や「福祉施設連携花苗生産・提供事業」、協議会会員との連携による「ハンギングバスケット大作戦」など都市緑化の推進に向けた事業を支援した。 ・同協議会の充実した運営基盤強化を図るため、まちづくり貢献(CSR)企業や団体等へのPR活動の継続により、当初の想定を上回る賛助会員(3月末39者)の獲得を支援した。 ・「(公財)グリーントラストうつのみや」に対しては、戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業や市内4か所の樹林地等で活動しているボランティアグループと連携した里山の維持管理や、各ボランティアグループと連携し小学生等を対象とした自然学習や市民を対象とした里山の循環型農業体験などの自然の大切さについての普及啓発活動など、都市緑地の保全に向けた事業の実施を支援した。 ・同法人による、ボランティアの活動に係る知識の向上やボランティア間の相互の交流を図る取組を支援した。 ・同法人の運営基盤強化を図るため、「花と緑のまちづくり推進協議会」との連携による企業・団体や、保全緑地等周辺の自治会等へのPRによる新規の会員及びボランティアの獲得、企業連携による保全活動の充実を支援した。 ・両団体ともに、会員の減少に歯止めをかけ充実した活動が行えるよう、広く市民等への活動のPRや企業への働きかけを行うなど、会員や自主財源のさらなる確保に向けた支援をする必要がある。 ・都市緑地の保全にあたっては、ボランティアの高齢化が進んでいる状況から、若い世代を含めた新たな担い手の確保による活動の活性化に向けた支援をする必要がある。 <p>【②今後の取組方針:緑関連団体の支援強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花と緑のまちづくり推進協議会」及び「グリーントラストうつのみや」について、相互の連携による活動のPRに取り組むことにより、会員等の増加による財政基盤の強化、活動基盤の充実に向けた支援を行う。 ・都市緑地の保全に係るボランティアの確保に向け、会員募集のPRと合わせた取組や新たに「シルバー大生校」などへの働きかけなどを支援し、企業との連携を含めたボランティアの確保を図る。
3	里山・樹林地の保全・活用	SDGs 好循環P	都市緑地の適正な保全・活用の推進	・都市緑地 約59.0ha 【内訳】 戸祭山緑地 約26.0ha 鶴田沼緑地 30.9ha 上戸祭緑地 約2.1ha	・公有地化した緑地の適切な維持管理 ・未取得用地の計画的な取得 ・市民が自然とふれあう場としての活用促進	計画どおり	113,750	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):都市緑地の保全・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公有地化した緑地について、「(公財)グリーントラストうつのみや」や同法人との協定締結により戸祭山緑地の緑地保全活動をしている企業、各樹林地等のボランティアグループ等と連携し、計画的・効果的な維持管理を実施した。 ・「(公財)グリーントラストうつのみや」や各樹林地等のボランティアグループと連携し、貴重な動植物等の生育・生息環境となっている自然生態系を保全しながら、市民が身近にふれあえる場として、緑地を活用した。 ・鶴田沼緑地については、貴重な自然環境を保全するため、関係課による自然環境基礎調査の結果や試行的に実施している保全対策の状況について、自然環境アドバイザー等の意見を伺い、早急に対応が可能な箇所から湿地環境改善を実施するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用していくため、用地取得や散策路等の設計、木道等の整備を実施した。 ・鶴田沼緑地の貴重な自然環境である中間湿原環境の保全・復元や、供用に向け必要となる国庫補助金や用地を確保する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:都市緑地の保全・活用及び未取得用地の計画的な取得等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都市緑地として公有地化したまとまりのある緑地について、「(公財)グリーントラストうつのみや」や企業、ボランティアグループと連携し、各緑地の特性を踏まえた管理方法による効果的かつ適切な維持管理を行うとともに、適宜、「(公財)グリーントラストうつのみや」やボランティアグループと連携し、自然生態系を保全しながら、市民が身近に緑とふれあえる場として活用していく。 ・鶴田沼緑地については、引き続き、自然環境アドバイザー等の指導・助言を得て、中間湿原環境の保全・復元のための環境改善対策の継続や維持管理マニュアルの更新を検討するとともに、市民が身近に触れ合う場として活用できるよう、国庫補助金を活用した計画的な用地取得や散策路等の整備を進める。

4	景観啓発事業の推進		市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進	・市民・事業者	・景観啓発事業の推進 ・景観の学習機会等の提供	計画どおり	1,069	景観賞 H4 百景 H14	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):景観啓発事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21回宇都宮市まちなみ景観賞については、応募期間を1年間としたことで応募総数の増加(第20回101件⇒第21回127件)や、季節を感じる景観の応募にも繋がった。 また、賞においては、大谷石や景観づくり活動など個々で魅力的な景観の形成に寄与している部門賞に、新たに特別部門を設定(第21回は「花によるライトライン沿線への彩り」)し、景観賞大賞等と合わせ各賞を選定するとともに、受賞作品を活用した景観啓発活動を実施した。 ・「うつのみや百景」事業については、うつのみや百景ツアーやパネル展示、出前講座など各事業を適宜実施し、景観に対する意識の醸成を図った。 ・市民自らが宇都宮の好きな風景を直接SNSに投稿し、共感してもらった「宇都宮まちアルバム」事業の試行的運用を始め、100件以上の投稿を獲得した。 ・これまで景観啓発事業に参加する機会が少なかった若年層を含めた幅広い世代が参加し、景観に対する意識付けや高揚をより一層図る「宇都宮まちアルバム」事業の取組を推進するため、効果的な周知方法などを検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若年層への景観啓発の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第22回宇都宮市まちなみ景観賞」(令和8年度)の表彰に向け、「うつのみや百景」各事業や「宇都宮まちアルバム」などを活用し周知啓発することで、昨年度以上の応募総数につなげるよう展開する。 ・「うつのみや百景」事業については、「第21回まちなみ景観賞」の受賞作品を周回するツアーを企画するなど、引き続き、景観意識の醸成を図る。 ・宇都宮まちアルバムについては、二荒テラスや大学に出向いた景観出前講座の開催や、講座に参加した高校生や大学生が魅力とを感じる風景や建築物、広告物等を本課の公式Instagram「うつのみや景観まちづくり」(#宇都宮まちアルバム)に投稿してもらい、同世代からの閲覧(フォロー)数を増やすなど、若年層への景観啓発の強化に取り組む。
5	魅力ある都市景観づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	良好な景観形成の推進	・市民・事業者・行政	・景観形成重点地区指定等に向けた取組の推進	計画より遅れ	10,274	H20	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):景観形成重点地区等の指定や、指定に向けた意見交換等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鬼怒通り駅東地区(駅東側～国道4号)については、令和7年2月に景観形成重点地区等を指定した。 ・駅西口周辺地区については、景観形成重点地区等の指定に向け、JR宇都宮駅西口周辺事業等の進捗を踏まえ、自治会との勉強会を開催し、区域内の景観に対する考え方や目標、方針の検討の材料を整理した。 ・大通り地区については、景観形成基準の改定や景観形成重点地区等の新規指定に向け、ライトライン西側延伸等の関連事業の地元との意見交換会に参加し、景観形成の意識醸成を図るとともに、景観形成基準の検討(上河原交差点～裁判所前交差点)や、建築物等の実態調査や課題整理(裁判所前交差点～桜通り十文字)を実施した。 ・釜川周辺地区については、まちづくりと一体的な検討体制や進め方を整理し、部会を開催するなど、まちづくりと景観形成の推進に向けた課題解決に向けた検討を実施した。 ・大谷地区については、大谷街道沿道の景観形成重点地区等の指定に向け、「大谷街道沿道部会」を開催し、策定済みの「大谷地区景観づくり指針」を踏まえた景観形成基準等の検討を実施した。 ・景観づくりは、地元住民等の協力により景観を育むものであることから、景観形成重点地区指定等に向けた検討を進めるうえで、地元住民の代表者である自治会長等で構成される「景観づくり推進協議会」をはじめ、地元住民、沿線事業者などと意見交換を行い、合意形成を図りながら取組を推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:魅力ある都市景観の形成に向けた取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅西口周辺地区については、令和7年度中に「景観づくり推進協議会」を設立し、駅西口周辺地区整備基本計画やライトラインなど関連事業の内容を踏まえ、景観づくりの目標や方針、配慮事項をまとめた「景観づくり指針」を策定し、景観形成重点地区等の指定を見据えた検討を行う。 ・大通り地区については、ライトラインなど関連事業と併せて市民の景観意識の醸成を図るとともに、建築物等の実態調査の成果や、地域特性、まちづくりとの整合を踏まえた景観形成基準の検討を進める。 また、既に景観形成重点地区に指定されている区間(上河原交差点～池上町交差点)については、自治会長等で構成する「大通り景観づくり推進協議会」において、今後のまちづくりなどを踏まえた景観形成の考え方などを示し、「景観形成基準の改定(案)」を作成する。 さらに、池上町交差点～桜通り十文字の区間については、地域住民との勉強会を通して、目指すまちの姿や景観づくりの目標などについて意見交換を重ね景観意識の醸成に取り組むとともに、「景観づくり推進協議会」の設立につなげ、景観形成基準の改定や景観形成重点地区等の新規指定を見据えた検討を行う。 ・釜川周辺地区については、引き続き、関係課と連携し、自治会長等で構成されている「釜川周辺地区景観づくり推進協議会」や「同部会」などにおいて「景観づくり指針(案)」を作成し、景観形成重点地区等の指定を見据えた検討を行う。 ・大谷地区については、引き続き、自治会長等で構成されている「大谷街道沿道部会」において、「景観形成基準(案)」を検討し、沿道住民との意見交換を行い、景観形成基準の合意形成を図るなど、景観形成重点地区等の指定を見据えた取組を行う。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<ul style="list-style-type: none"> ・緑による街なかの魅力向上 NCCの形成に向けて、政策的に居住や都市機能の誘導を進めていく中で、今後見込まれる開発の活発化等を好機と捉え、中心市街地への緑による更なる華やかな空間の創出や回遊性の向上等を目指して、人の目に映る緑を効果的に配置・創出することによる街なかの魅力向上を図る必要がある。 ・緑地保全・緑化推進活動の担い手の確保 下刈りや古木伐採、植物等のモニタリングなどの「里山・樹林地の保全」や、花壇への植栽や維持管理、まちなかの主要道路へのハンギングバスケットの設置などの「都市緑化の推進」にあたっては、市民等のボランティアによる活動が大きな役割を果たしているが、高齢化が進み、活動の参加者や日数の確保が困難になってきていることから、若い世代を含めた新たな担い手の確保による、更なる活動の活性化を図る必要がある。 ・景観への市民意識の醸成 これまで景観啓発事業に参加する機会が少なかった若年層を含めた幅広い世代が参加し、景観に対する意識付けや高揚をより一層図るため、更なる景観への市民意識の醸成を図る必要がある。 ・魅力的な都市空間の形成に向けた市民や事業者の理解促進 ライトラインの西側延伸を見据えた都心部の質の高い景観を形成するためには、将来の目指すべきまちのイメージの共有や景観意識の醸成を図るとともに、景観形成に向けたルール作りを進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑による街なかの魅力向上 緑の効果的な配置・創出による街なかの魅力向上に向け、身近に緑を感じられる魅力ある街路空間を形成するため、まちなかの緑化に向けた活動を行う「宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会」を始めとした関係団体等と連携・調整を図りながら、年間を通じて「質の高い緑」を維持できるよう、各種緑化事業を実施するとともに、市民、事業者、行政が質の高い緑化を実現するためのイメージの共有化を図るため、具体的な緑化手法や配置方法等について取りまとめた「緑化ガイドライン」を作成し、高次都市機能誘導区域において運用を開始したところであり、さらなる質の高いみどりを誘導するエリアに向け、立地適正計画区域(都市機能誘導区域、居住誘導区域)や、市街地調整区域内の地区計画等のまちづくりと連動した適正な緑化基準の設定に向けての検討に取り組む。 ・緑地保全・緑化推進活動の担い手の確保 SDGsやカーボンニュートラルに対する関心が高まるなか、活動への興味を持ち、自然保護や緑に関心のある市民や事業者等との連携強化による担い手の確保に向けて、気軽にボランティア活動への参加や活動への支援に関わることができるよう、緑地保全活動を行っている「(公財)グリーントラストうつのみや」と連携を図りながら、市民等に対し、これまでの取組に加え、「シルバー大学」などへの働きかけによるPRを行うとともに、若い世代などの初心者も気軽に参加できる保全活動の支援に取り組む。 ・景観への市民意識の醸成 これまでの景観啓発事業については、引き続き取組を推進するとともに、若者のまちなか活動の拠点である二荒テラスや大学での景観出前講座に参加した、高校生や大学生が魅力とを感じる風景や建築物、広告物等を本課の公式Instagram「うつのみや景観まちづくり」(#宇都宮まちアルバム)に投稿してもらい、同世代からの閲覧(フォロー)数を増やすなどにより、若年層への景観啓発の強化に取り組む。 ・魅力的な都市空間の形成に向けた市民や事業者の理解促進 ライトラインの西側延伸を見据え、地域の特徴ある魅力的な景観が創出されるよう、関連事業と連携し、地域の住民や事業者などへ将来の目指すべきまちづくりについての説明や意見交換を行い、景観意識の醸成を図るとともに、地区ごとの「景観づくり推進協議会」において、景観形成重点地区等の指定に向けた検討に取り組む。

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	5	質の高い上下水道サービスの提供
-----	---	-----------------

施策主管課	経営企画課	総合計画記載頁	123
-------	-------	---------	-----

1 施策の位置付け

政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	12	魅力的で持続可能な都市空間の形成
------	----	---------	----	----	------------------

関連するSDGs目標	   
------------	---

政策目標	都市拠点や地域拠点、公共交通沿線などにおいては、暮らしに必要な都市機能や住まいが集まり、市内の各地域が、その特性に応じた個性や魅力を備え、防災性が高く暮らしやすい都市空間が形成されています。市民が、多様な住まい方を選択でき、良好なコミュニティや安全・安心な住環境の中で、水と緑に囲まれて快適に暮らしています。
------	--

2 施策の取組状況

施策の方向性	安全で安心な水道水の供給や下水の適正処理を進めることにより、安定した上下水道事業を推進するとともに、より顧客に信頼される経営に取り組みます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価							
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない									
産出指標	上下水道の理解促進に向けた事業への市民参加人数(人)	目標値	3,060	3,120	3,180	3,240	3,300	A		基準値 (R3)	2,767	実績値	4,380	4,936								A
	目標値 (R9)	3,300	単年度の達成度	143.1%	158.2%																	
	水道管更新延長(km)	目標値	80.5	99.6	121.1	159.3	199.9			B	基準値 (R3)	29.8	実績値	61.5	92.8							
	成果指標	下水道管改築・更新延長(km)	目標値	5.87	7.44	9.32	11.50	15.09		B	基準値 (R3)	1.08	実績値	5.55	6.59							
		目標値 (R9)	15.09 ^{※1}	単年度の達成度	94.5%	88.6%																
		上下水道サービスに満足している市民の割合(%)	目標値	71	72	73	74	75		A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照											
市民満足度	下水道普及率(%)	目標値	71	72	73	74	75	A	【参考指標】 中核市水準比較	中核市平均	①98.9 ②85.9	①98.9 ②86.3						評価の 組合せ				
	基準値 (R3)	73.8	実績値	78.0	80.0			本市実績		①98.0 ②91.0	①98.0 ②91.2											
	目標値 (R9)	75	単年度の達成度	109.9%	111.1%			本市順位		①62位/62市中 ②29位/62市中	①62位/62市中 ②29位/62市中											
	水道管更新計画進捗率(%)	目標値	32.9	40.6	49.4	65.0	81.5	B	① 施策指標 (産出指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]				産出指標	B					
	基準値 (R3)	12.2	実績値	25.1	37.9				② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]				成果指標	B					
	目標値 (R9)	81.5 ^{※1}	単年度の達成度	76.4%	93.2%				③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]				市民満足	A					
下水道管改築・更新計画進捗率(%)	目標値	23.3	29.5	37.0	45.6	59.9	B	総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]				構成事業	B						

※1 令和5年度に「老朽配水管更新実施計画」及び「下水道施設改築・更新計画」の改定により、各年度の更新延長を見直した結果、産出指標及び成果指標の令和9年度の目標値を変更

- ※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について
- ★ 逦増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)・・・(実績値/目標値)×100(%)
- ★ 逦減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)・・・(目標値/実績値)×100(%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
<p>施策を取り巻く環境等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が策定した「新水道ビジョン」では、「安全」「強靱」「持続」の観点から、水質基準の遵守により水道水の安全を確保することや、老朽化した水道施設の更新や耐震化により地震等災害時においても安定給水を継続することになっているほか、水道法の改正により、水道の基盤の強化、広域連携の推進、官民連携の推進などが求められている。また、料金収入が減少傾向にある中、施設の更新需要が増加することから、効率的な事業運営や経営基盤の強化に努めながら「維持管理・更新の時代」に対応することが求められている。 ・国が策定した「新下水道ビジョン」では、地域の実情やニーズ等を踏まえ下水道サービスの安定性や効率性等、質的な向上を図り、持続していくことが求められている。また、地域に望まれる水環境を創造することや資源の積極的な活用、更には汚水処理の最適化や気候変動リスクを踏まえた豪雨等に耐え得る強い都市への再構築が求められている。 ・上下水道事業について顧客の関心や理解度を高め、信頼を構築するために、ISO9001(国際標準化機構が発行した品質マネジメントシステムの国際規格)の理念である「顧客重視」「継続的改善」を踏まえ、上下水道の情報提供の充実や、多様化する顧客ニーズを的確に把握することが求められている。 ・八潮市の陥没事故などを受け、老朽化した上下水道施設の強靱化が求められており、市民生活の安全・安心を確保するため、下水道管の計画的な更新を進めていく必要がある。 ・人口減少による使用水量の減少に伴い上下水道料金収入の減少が見込まれる一方で、物価高が今後も継続することが想定される中、更新需要の増大等により多大な費用が必要となることから、健全で持続可能な経営を確立する必要がある。 	<p>市民満足度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道の理解促進に向けた事業への市民参加人数については、8年ぶりとなる松田新田浄水場における施設開放イベントの開催や、ライトライン開業1周年記念イベント、宇都宮餃子祭り等の各種イベントでのブース出展、小学生を対象としたお届けセミナー、サマーセミナー等の開催により、目標値を大きく上回った。 ・上下水道サービスに満足している市民の割合については、PR動画の放映など、これまで行ってきた上下水道事業に関する広報による効果が見られてきたことに加え、「うつのみや泉水」や「宮の泉」等で水道水のおいしさを感じていただいたことなどにより、安全で安心な本市のおいしい水道水に対するお客様の理解・関心が深まり、目標値を上回ることができた。 ・上下水道管の更新等については、「老朽配水管更新実施計画(後期計画)」、「下水道施設改築・更新計画(後期計画)」に基づき着実に事業に取り組み、概ね目標を達成するとともに、能登半島地震を踏まえ上下水道一体での耐震化を推進するため「上下水道耐震化計画」を作成し国に提出した。 	<p>85点</p>
<p>施策指標</p>	<p>「弱虫ペダルコラボラベル泉水」や「うつのみやストロベリーサーモン」を活用したおいしい水のPRのほか、ライトキューブ宇都宮やオリオンスクエア、市内小学校における給水スポット「宮の泉」を活用し水道水の飲用機会を促進するとともに、広報紙やホームページ、デジタルサイネージ等の様々な媒体を通じ、上下水道の役割などを積極的に広報したことに加え、本市の事業がテレビや新聞記事などの各種メディアに多数取り上げられ、上下水道事業に対する理解が深まり、市民満足度が上昇した。</p>	<p>概ね順調</p>

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	広報事業 (セミナー・イベント等の実施)		上下水道事業全般のPR	市民	お届けセミナー、サマーセミナー、水道週間、下水道いろいろコンクール、施設開放イベント、PRグッズの製作・配付	計画どおり	1,350	S34		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):セミナーの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「お届けセミナー(出前講座)」については、43校で講義を実施したほか、サマーセミナーについては、47名と、多くの児童・保護者が参加し、子どもたちの上下水道事業に対する理解・関心を深めることができた。 各種イベント出展時に、新たに作成した弱虫ペダルコラボラベル泉水を用いて、多くの来場者においしい水をPRすることができた。 8年ぶりとなる施設開放イベント(松田新田浄水場)を実施し、多くの市民に会場いただき、施設を見学いただいたことで水道事業への興味関心を抱く機会を創出した。 <p>【②今後の取組方針:体験型イベントによる広報活動の拡充及び効果的な広報活動の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験型市民向けイベント(上下水道施設開放イベント、施設見学ツアー)を開催するとともに、効果的な広報活動を継続することで、上下水道事業に対する理解・関心を深めるような広報活動を行っていく。 各種イベント出展時に泉水を用いて、おいしい水のPRを行っていく。
2	広報事業 (広報紙やSNS等の活用)		上下水道事業等に関する周知・啓発	市民	上下水道事業に関する情報の提供	計画どおり	15,755	S62		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業等に関する周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙については、お客様に興味・関心を持ってもらえるよう、写真やイラストを多用した特集記事を掲載するなど、分かりやすい紙面づくりに努めたほか、市内の様々なデジタルサイネージ・大型モニターにて、広報用PR動画を放映することにより、水道水のおいしさや下水道の役割の重要性などを多くのお客様に発信することができた。 うつのみやストロベリーサーモンを活用した宇都宮のおいしい水のPRにおいて、テレビや新聞記事などの各種メディアに多数取り上げられ、大きなパブリシティ効果が得られた。 上下水道事業のイメージアップだけではなく、今後の事業運営に対するお客様への理解を深めていただくよう、戦略的な広報活動を推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:戦略的な広報活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ、SNS等に加えて、新たな動画や給水スポット、インターネット広告などを活用しながら、水道水のおいしさのPRや上下水道事業の情報発信を目的・ターゲットを絞るなど、戦略的に推進していく。
3	水質検査		水質検査計画に基づき、水質検査を適正に実施し、水道水の高品質化を推進する。	水道利用者 水道水 浄水場 原水	水質検査の実施	計画どおり	49,968	S53	先駆的 トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高精度で計画的な水質検査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水質検査計画」に基づく水質検査を行い、水道水の安全性を確認した。 専門別技術研修や内部精度管理を適宜実施し、水道GLPを適切に運用した。 本市の水道水のおいしさを広報し、更なるイメージアップを図ることで顧客満足度の向上を目指すため、「水の硬度の違いによる餃子皮の品質に及ぼす影響」について研究を進め、学会で発表するとともに餃子祭り等で広報した。また、今市浄水場で採用している緩速ろ過の仕組みを「見える化」するため、ミニチュアの「緩速ろ過池水槽模型」を作製し、市民に公開することで、水道事業に対する興味・関心や理解の促進を図った。 お客様が安心して水道水を利用するため、事業場からの化学物質流出や豪雨による急激な水質変動、カビ臭の発生など、水源水質の悪化が認められる場合には、関係課と連携を図りながら、迅速に対応する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:水質管理の更なる強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「水質検査計画」に基づき、計画的かつ高精度に水質検査を実施する。 PFOS及びPFOAについては、令和8年4月から水質基準項目への見直しが見込まれていることから、検査体制を整備するとともに、水道法水質基準より厳しい自己管理基準を定めて迅速に対応することで、より安全性の高い水道水を供給する。なお、宇都宮市上下水道局は、日本水道協会栃木県支部事務局であり、また、県内で唯一、検査体制を整備している事業者でもあることから、県内水道事業者の緊急的な検査について受け入れることで、先導的な役割を果たしていく。 学齢期等において水道水に関して興味関心を持ってもらうことで「水道水を飲む文化」を継承できるよう、今市浄水場(緩速ろ過)紹介動画制作や水の実験コーナー整備など、水道水に触れる新たな機会や様々な啓発手法を創出する。 産学官連携による「おいしい水道水」の研究を進めるとともに、水道水の水質や特徴などについて「見える化」に取り組み、様々な機会において成果を周知し、本市水道水の更なるイメージアップを図る。
4	防災対策及び緊急時対応		自然災害に対する体制の確保	上下水道利用者 被災市民 公共用水域	災害時緊急対応の充実	計画どおり	0	S56		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):災害時緊急対応力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「上下水道局危機管理計画」に基づく緊急時対応訓練を10月に実施し、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応する体制について確認した。 非常時対応力を向上させるため、震災により長期間の対応が必要となった場合を想定し、非常時対応計画に基づく机上訓練等を行った。 <p>【②今後の取組方針:継続的な災害時緊急対応力の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自然災害など危機に迅速かつ的確に対応するため、BCPの充実を図るなど緊急時の対応力強化に努めていく。
5	上下水道施設の改築更新・耐震化	SDGs	災害や事故に強い上下水道の整備	上下水道利用者 上下水道施設 公共用水域	老朽化した上下水道施設の改築更新 上下水道施設の耐震化	計画どおり	9,927,913	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):上下水道施設の改築更新、耐震化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 老朽化した上下水道施設の改築更新、耐震化を計画的に実施した。 能登半島地震を踏まえ、上下水道施設を一体的での耐震化を推進するため、国の要請を受けて上下水道耐震化計画を作成し提出した。 <p>【②今後の取組方針:計画的な改築更新、耐震化の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上水道においては、事業量の更なる増加を見据え、より効率的に事業を進める必要があるため、発注の効率化を図れる概算数量設計方式や管路DBの発注方式を引き続き活用するとともに、今年度新たにCAD積算支援システムの導入を行い、業務の効率化を図りながら更新を実施していく。 下水道においては、下水道施設機能を確保していくため、着実に調査診断を実施し、効果的効率的に改築更新、耐震化を実施していく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・戦略的な広報広聴活動の推進 お客様ニーズを的確に把握し、必要とする情報を幅広い年齢層に分かりやすくお届けするほか、情報の双方向のやり取りが可能となる上下水道お問い合わせフォームなどを活用した効果的な広報広聴活動を展開し、上下水道事業への理解や関心を高めるとともに、お客様に信頼される経営を推進する必要があります。</p> <p>・健全な経営の推進 人口減少による使用水量の減少に伴い、今後、上下水道事業経営の根幹となる上下水道料金収入の減少が見込まれる一方で、物価高が今後も継続することが想定される中、老朽化した施設の更新・維持管理や頻発する自然災害への対応などに多大な費用が必要となることから、将来を見据えた安定した財政基盤を確立するため、適正な水道料金、下水道使用料を検討していく必要がある。</p> <p>・災害や事故に強い上下水道施設の整備 これまで整備してきた多くの上下水道施設や管路の老朽化の進行などに伴う更新需要の増大に対し、災害や事故のリスクを最小限に抑えるため施設の更新計画を策定しており、上下水道施設の強靱化を速やかに実現するためには、計画を着実に進めていくとともに、特に耐震化については、能登半島地震の被害を踏まえ、松田新田浄水場や川田水再生センターなど急所施設等の機能を確保するため上下水道一体で事業の推進を図る必要がある。</p>	<p>・戦略的な広報広聴活動の推進 幅広い意見が聴取できるよう、アンケートなどによりお客様ニーズを把握し分析・検証に努めるとともに、おいしい水道水に対する理解を促進するため、給水スポット「宮の泉」を新たに設置するほか、各種イベントや広報紙、ホームページ等の様々な媒体を活用したPRを実施するなど、将来を見据えた広報広聴活動に取り組んでいく。</p> <p>・健全な経営の推進 料金収入向上に向けた上下水道の加入・接続促進や水道水の飲用促進に努めるとともに、未収金の発生防止や早期収納、滞納処分の強化に取り組むことで、高い収納率を維持していく。また、今後の人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用の増大などを見据え、アセットマネジメントに基づき、リスクや長期的な収支計画を踏まえた施設更新などを実施するとともに、デジタル技術を活用した業務改善、事業の広域化、エネルギー消費量の削減、ウォーターPPP導入の検討など、効率的な執行体制の構築に取り組んでいく。さらに、水道料金等審議会を設置し、水道料金や下水道使用料について、市民・利用者からの声に耳を傾けながら、健全で持続可能な事業運営に向けた検討を進めていく。</p> <p>・災害や事故に強い上下水道施設の整備 老朽化した上下水道施設については、施設の重要度や劣化による影響などリスクを踏まえた中長期的な更新需要に対する財源を確保し、脱炭素社会への配慮やデジタルの活用を図りながら、計画的な更新や適正な維持管理を行っていく。また、大規模災害に備え、緊急時対応の実行性を高めることができるよう災害発生時における初期対応や受援体制など行動計画等を継続的に見直しを行っていくとともに、上下水道施設一体での急所施設等の耐震化や浸水対策などの上下水道施設の強靱化の取組を加速化し、安全で安心なライフラインを確保する。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

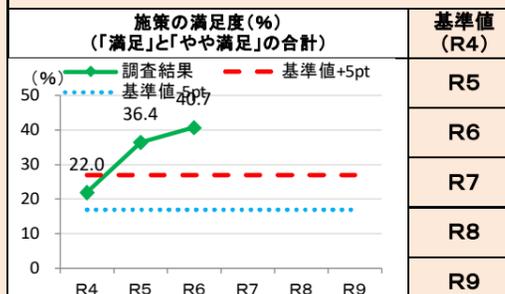
施策名	1	公共交通ネットワークの充実・強化	施策主管課	交通政策課	総合計画記載頁	125
-----	---	------------------	-------	-------	---------	-----

1 施策の位置付け

政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	13	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの実現	関連するSDGs目標	    
政策目標	鉄道やLRT、バス路線、地域内交通などが適切に配置された、階層性のある、利便性の高い公共交通ネットワークや安全で円滑に移動できる道路ネットワークが構築されるとともに、自家用車や自転車などを含む多様な交通手段が有機的に結び付き、誰もが市内のどこへでも自由かつ快適に移動しています。 自転車利用環境を整備し、安全性や回遊性を向上させることにより、通勤・通学や買い物などの日常生活に加え、観光やサイクリングなどの余暇活動において、自転車を安全で快適に、楽しく利用しています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	NCCの形成を支えるため、LRTの導入やバス路線の再編、地域内交通の拡充など、階層性のある公共交通ネットワークの充実・強化を図ることにより、市民や来訪者など、誰もが市内のどこへでも自由かつ快適に移動できる環境を整備します。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	LRT・バス・地域内交通の走行距離(km/日)	30,000	30,300	30,600	30,900	31,200	B								A	
	目標値															
	基準値(R3)	27,200	28,290													
	実績値	30,061	28,290													
	目標値(R9)	31,200														
	単年度の達成度	100.2%	93.4%													
成果指標	公共交通夜間人口カバー率(%)	93.0	93.2	93.4	93.6	93.9	A	※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	目標値															
	基準値(R3)	90.7	93.5													
	実績値	92.5	93.5													
	目標値(R9)	93.9														
	単年度の達成度	99.5%	100.3%													
市民満足度	1日当たりの路線バスの利用者数/市民1千人当たり	76.7	85.1				※ 評価の考え方	① 施策指標(産出指標)(成果指標) A: 達成度100%以上 [25点] B: 達成度70%以上100%未満 [20点] C: 達成度70%未満 [15点] ② 市民意識調査結果(満足度) A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点] B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点] C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点] ③ 主要な構成事業の進捗状況 A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点] B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点] C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点] 総合評価 順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上] 概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満] やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]							B	
	目標値															
	基準値(R3)	45.5	54.8													
	実績値	45.5	54.8													
	目標値(R9)	20位/34市中	21位/58市中													
	単年度の達成度															

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 逦増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逦減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析(現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	・国は、官民・交通事業者相互間・他分野とが連携・協働する「共創」や、交通分野における「DX」及び「GX」の推進により、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン(刷新・再構築)」を進めるべく、令和5年にこれら趣旨を盛り込む形で地域交通法の改正を行ったところである。 ・また、令和6年には、運転手の拘束時間や休憩時間など、労働時間規制が強化される「2024年問題」への対応により、全国的に路線バス等の減便による公共交通サービス水準の低下が発生している状況であり、国においては、「地域交通は地方創生の基盤」との認識のもと、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを発足したところであり、本市もプラットフォームに参画している状況である。 ・本市においては、NCCの形成に向けて子どもから高齢者まで誰もが移動しやすい環境の創出するため、鉄道・ライトライン・バス・地域内交通が相互に連携した階層性のある利便性の高い公共交通ネットワークを構築していくことが求められている。	90点
施策指標	・LRT・バス・地域内交通の走行距離については、運転手の労働時間規制が強化される「2024年問題」への対応により、バス事業者は路線のダイヤの大幅な改正に伴い、減便を行ったため、昨年度の実績を下回った。 ・公共交通夜間人口カバー率については、細谷・上戸祭地区における地域内交通の導入などにより、単年度の目標値を達成した。	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	LRT整備の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	JR宇都宮駅東側のライトラインの利用促進及びJR宇都宮駅西側のライトライン導入	・市民 ・来訪者 ・沿線関係者 ・企業	・JR宇都宮駅東側のライトラインの利用促進 ・JR宇都宮駅西側のライトライン導入に向けた検討 ・ライトライン事業に関する市民理解の促進	計画どおり	552,100	H6	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:JR宇都宮駅東側のライトラインの利用促進及び駅西側のライトライン導入に向けた検討 (駅東側) ・平日の利用者数は、軌道運送高度化実施計画の需要予測16,318人を超え、土日祝日の利用者数は計画の約2倍となる約10,000人となり、公共交通機関として定着している。 ・軌道施設等の適切な維持管理を継続して実施するため、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を引き続き開催し、車輪やレールの摩耗傾向の調査や効率的な維持管理手法の検討に取り組んだ。 ・自動車からライトラインへの乗り換え利用が多いことから、令和5年度から引き続き、駐車場の整備に取り組み、平石停留場における駐車場の増設を行うとともに、平石・飛山城跡停留場にトイレの整備を行った。 ・市民理解については、「開業1周年記念事業」をはじめ、沿線のスポット紹介などの利用促進物の発行・配布や、さらなる理解促進やマイルール意識の醸成、情報発信に取り組んだ。</p> <p>(駅西側) ・ライトラインの駅西側延伸については、NCC形成の効果を早期に発現させるため、「宇都宮駅東口停留場」から「県教育会館付近」までの約5kmについて整備を進めることとしており、ライトライン導入後の大通りの空間などについて、多くの関係者と繰り返し意見交換を重ね、交通円滑化方策などについて関係機関との協議を重ねてきたところであり、令和7年2月には、大通りの導入空間について、ライトライン駅西側延伸の基本的な考え方や区間設定の考えなど、ライトライン導入後の整備方針を公表するとともに、公表した導入空間案を基に、ライトライン導入後の2030年代のまちの姿をイメージできるVRを新たに作成し、市民理解の促進を図った。 ・各種媒体をリニューアルし、分かりやすい情報発信に取り組むとともに、市内全39地区に対し、ライトライン体験会・意見交換会を実施し、約600名に参加をいただき、のべ約2,000名にわたる意見を聴取するとともに、全11回のオープンハウスや常設型のオープンスクエアなど、双方向の市民理解に向けた取り組みを実施し、きめ細かく、丁寧に意見交換を重ねた。</p> <p>【②今後の取組方針】:JR宇都宮駅東側のライトラインの安全・安心な運行の確保と利便性向上及びJR宇都宮駅西側のライトライン整備の推進 (駅東側) ・沿線事業者や学校との意見交換などを踏まえて、増便の実施など、宇都宮ライトレール株式会社における運行ダイヤの最適化を進めていく。 ・引き続き、ライトラインの安定運行に向けて、「ライトラインの維持向上に係る有識者会議」を開催し、車輪とレールの摩耗状況との相関性などに係る検証を行いながら、効果的かつ効率的なメンテナンス手法の確立に取り組む。 ・ライトライン利用者の利便性向上に向けて、駐車場の利用実態の把握などを通じ、利用者の意向の把握に努め、良好な利用環境を提供できるよう、必要な対応を検討していく。 ・速達性を高める「運転速度の向上」について、有識者との意見交換や国などの関係機関と協議・調整を行いながら、実施区間や運転速度などについて具体的な検討に取り組む。 ・さらなる利用促進に向けて、運行会社や沿線店舗等と連携しキャンペーンなどに取り組む。 ・安全安心にライトラインを利用していただけるよう、引き続き、関係課と連携し、交通ルールの周知に取り組む。</p> <p>(駅西側) ・ライトラインの駅西側延伸については、令和7年内に「軌道運送高度化実施計画」を策定して軌道事業の特許申請を行う。 ・市民理解については、駅西側の事業化に向けた検討状況について、広報紙など、様々な媒体や新たに作成したVRを通じて分かりやすい情報発信に取り組むほか、新たに移転したオープンスクエアを活用し、連合自治会及び関係団体等との意見交換会などの双方向の取組をより丁寧に行うなど、更なる機運醸成・理解促進を図っていく。</p>	
2	JR宇都宮駅東側におけるバス路線再編事業	SDGs 好循環P 戦略事業	ライトラインや地域内交通と連携した効率的で利便性の高いバス路線の構築	交通事業者	駅東側におけるライトライン開業に合わせた再編路線のモニタリングと運行サービスの最適化の検討	計画どおり	144,224	H27	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:バス路線再編後のモニタリング ・再編後のバス路線の利用状況をバス事業者の交通系ICカードの利用データ等から把握するとともに、清原工業団地にある15企業に対して、社員の勤務実態やバス路線に対する要望等についてヒアリングを実施した。 ・再編バス路線の利用状況から、バス事業者や関係市町、企業と協議を行い、今後のバス路線のあり方について検討を行った。 ・再編バス路線について、現在の利用状況や利用意向を踏まえながら、運行サービスの最適化を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:再編バス路線の最適化について ・再編したバス路線について、引き続き利用促進に取り組みながら、利用状況やヒアリング結果を踏まえ関係市町や企業と協議を行い、運行サービスの最適化を図っていく。</p>	
3	生活バス路線維持・充実事業	SDGs 好循環P 戦略事業	バス路線の維持・充実	市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者	赤字のバス路線の運行に対する補助	計画どおり	273,179	H14	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:国・県協調補助・NCC路線補助の実施 ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業者の収益の減少に伴い、従来であれば補助対象路線から除外されてしまう路線についても、国・県の要件緩和により、バス路線に対する補助を国・県と協調して行い、バス路線の維持・存続を図った。 ・NCCの形成に資するバスネットワークの更なる充実・強化を図るため、対象路線を拡充し、事業者への支援を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】:国・県協調補助、NCC路線補助による支援の継続 ・市民生活の交通手段を確保するため、引き続き、国・県と協調しながら、赤字バス路線の運行に対する補助を行うとともに、利用環境の整備や運賃負担軽減策の実施などに取り組みながら、モビリティ・マネジメントにより意識転換を促し、積極的に利用促進を図る。 ・NCC路線補助制度を活用し、バス路線の維持・充実に取り組むとともに、本市の目指す階層性のある公共交通ネットワークの維持・充実方策について、バス事業者等と適宜協議を行っていく。</p>	

4	地域内交通運行事業費補助金	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の日常生活の移動手段の確保	地域住民で組織する運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通の運行経費等に対する補助 ・地域内交通導入自治会の拡大に向けた支援 ・地域内交通の利便性の向上と運行の効率化に向けたデジタル技術の活用 	計画どおり	178,390	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域内交通の運行支援や導入区域拡大支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の15地区18路線について、予約配車システムを活用することで、運行経費の削減を図りながら、運行支援を行った。 ・地域内交通の持続可能な運行に向けて、各地区の状況に応じて適切に支援できるよう、「地域内交通運営経費補助金」の見直しを行うとともに、地域運営組織の運営事務をサポートする「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の運用を開始し、支援を希望する地区に対して、延べ3回のアドバイザー派遣を行い、運営事務能力の向上を図った。 ・引き続き、地域内交通導入地区における運行を支援しながら、「地域内交通運営経費補助金」の適切な活用とともに、「地域内交通運営事務アドバイザー制度」の効果的な運用定着を図り、地域による運営を支援していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:地域内交通の運行支援や導入支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域運営組織の負担軽減を図るため、必要な経費を適切に支援できるよう「地域内交通運営経費補助金」の柔軟な運用とともに、「地域内交通運営事務アドバイザー制度」について、これまでの予算・精算事務を中心としたサポートに加え、各地域運営組織における取組の好事例の情報共有を行うなど、効果的な運用を図っていく。 ・一部の区域で地域内交通を先行導入している地区における運行区域の拡大に向けて、引き続き、地域の実情に応じた支援を行っていく。
5	地域内交通推進事業	SDGs 好循環P 戦略事業	市街地における市民の日常生活の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民で組織する運営協議会 ・市街地における生活交通の導入に向けた住民検討組織等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな運行方式による地域内交通の実証運行の開始 ・地域内交通の導入地区の拡大に向けた支援 	計画どおり	8,340	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細谷・上戸祭地区において、地域運営組織と連携しながら、関係機関との調整を行い、県内初となる「ミーティングポイント型デマンド方式」による地域内交通「細谷・上戸みらい号」の実証運行を開始した。 ・築瀬地区、中央地区において、地域と連携しながら、まちづくり団体や単位自治会を対象とした勉強会の開催を重ねるとともに、移動需要を把握するためのアンケート調査を実施した。 ・引き続き、各地域の特性や意向、運行状況に応じた導入支援を行い、市街地における地域内交通の導入を推進していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:持続的な運行と生活交通確保に向けた地域の取組支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・細谷・上戸祭地区の「細谷・上戸みらい号」については、運行開始から間もないことから、利用者の獲得・定着を図るため、地域と連携しながら、自治会毎の説明会や無料乗車券の配布など利用促進策を実施するほか、「ミーティングポイント型デマンド方式」が細谷・上戸祭地区の地域特性に適した運行方法であることを確認し、細谷・上戸祭地区内のその他の自治会も含めた本格運行への移行を図るとともに、本取組を市街地におけるモデルケースのひとつとして、地域内交通の導入促進につなげていく。 ・築瀬地区、中央地区については、移動需要を把握するためのアンケート調査の結果を踏まえた運行ルートを検討し、地域と意見交換を重ねながら、両地区にとって最適な運行方式を検討する。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・階層性のある公共交通ネットワークの構築と接続強化 人口減少や少子超高齢社会が進行する中、これらに対応するNCCの形成に向けて、公共交通におけるニーズの高まりへの対応や、過度に自動車に依存せず、子どもから高齢者まで誰もが自由に移動できる環境を創出するため、ライトラインを東西基軸とし、路線バスや地域内交通等が効果的・効率的に連携した「階層性のある公共交通ネットワーク」を構築するとともに、公共交通間の接続強化を図る必要がある。</p> <p>・既存公共交通の維持・充実 路線バス事業は、慢性的な運転手不足や燃料費の高騰に加え、運転者の労働時間の規制が強化される「2024年問題」への対応など、大変厳しい環境にあることから、バス事業者と連携して、既存バス路線の維持・充実を図る必要がある。 地域内交通の安定的な運営・運行に向けて、地域運営組織と連携して地域の実情に応じた支援を行うとともに、市街地の未導入地区への導入に向けて、移動需要を把握した上で、最適な運行方法・運行内容等を地域とともに検討していく必要がある。</p>	<p>・階層性のある公共交通ネットワークの構築と接続強化 JR宇都宮駅西側ライトライン延伸に向けて、「軌道運送高度化実施計画」の策定、国への特許申請を令和7年内に行うとともに、ライトライン駅西側延伸と併せたバス路線再編内容の具体化に向けて、バス事業者と連携して検討を進めていく。 また、誰もが自由に移動できる環境の創出に向けて、市街地部への地域内交通の導入や民間事業者によるシェアリングモビリティの導入など端末交通手段の充実にも取り組むとともに、JR宇都宮駅東側のトランジットセンターにおける乗り継ぎ環境の整備や、JR宇都宮駅西側の桜通り十文字周辺のトランジットセンター等の検討を進め、ライトライン・バス・地域内交通の接続強化に取り組んでいく。</p> <p>・既存公共交通の維持・充実 NCC形成に資するバス路線の維持・充実に向けて、国や県と連携しながら、地域拠点と都心部を結ぶ路線等に対する支援を行う「NCC路線補助制度」を活用し、バス事業者に対する効果的な支援を行い、既存バス路線の維持・充実に取り組むとともに、地域内交通の持続可能な運行に向けて、地域運営組織と連携したうえで適切な支援を行っていく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

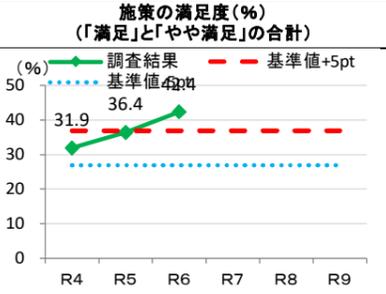
施策名	2	公共交通の利便性向上と利用促進	施策主管課	交通政策課	総合計画 記載頁	125
-----	---	-----------------	-------	-------	-------------	-----

1 施策の位置付け

政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	13	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの実現	関連するSDGs目標	    
政策目標	鉄道やLRT、バス路線、地域内交通などが適切に配置された、階層性のある、利便性の高い公共交通ネットワークや安全で円滑に移動できる道路ネットワークが構築されるとともに、自家用車や自転車などを含む多様な交通手段が有機的に結び付き、誰もが市内のどこへでも自由かつ快適に移動しています。 自転車利用環境を整備し、安全性や回遊性を向上させることにより、通勤・通学や買い物などの日常生活に加え、観光やサイクリングなどの余暇活動において、自転車を安全で快適に、楽しく利用しています。						

2 施策の取組状況

施策の方向性	トランジットセンターやバスと地域内交通の乗り継ぎポイントの整備などに加え、ICカードの普及や運賃負担軽減策などのほか、デジタル技術を活用した事業の展開により、多様な交通手段を円滑に乗り継ぎ・乗り換えできる環境を構築します。 公共交通等を利用し、目的地へ移動する文化の定着が図られるよう、公共交通ネットワークの充実や利便性向上とを合わせた意識転換・利用促進に取り組みます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価	
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない			
産出指標	totraの発行枚数(枚)	目標値	114,017	122,792	131,567	140,342	150,000	A								A
	基準値(R3)	105,242	実績値	162,498	198,821											
	目標値(R9)	150,000	単年度の達成度	142.5%	161.9%											
	TC・乗り継ぎポイントの整備箇所数	目標値	9	12	15	19	23	A								
	基準値(R3)	5	実績値	15	22											
	目標値(R9)	23	単年度の達成度	166.7%	183.3%											
③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照								B								
成果指標	LRTーバスー地域内交通間のICカード決済率(%)	目標値	83.1	84.8	86.5	88.2	90.0	A	【参考指標】 中核市水準比較 1日当たりの路線バスの利用者数/市民1千人当たり 中核市平均: 76.7 本市実績: 45.5 本市順位: 20位/34市中	R5	R6	R7	R8	R9	評価の 組合せ 指標 評価	
	基準値(R3)	83.1	実績値	79.1	89.4											
	目標値(R9)	90.0	単年度の達成度	95.1%	105.4%											
	乗継割引適用件数(件/日)	目標値	280	535	790	1,045	1,300	A		① 施策指標(産出指標)(成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標		A
	基準値(R3)	10	実績値	280	990					② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標		A
	目標値(R9)	1,300	単年度の達成度	100.0%	185.0%					③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足		A
※ 評価の考え方								総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B			

※「① 施策指標」の単年度の達成度の計算について
 ★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 減進型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)				総合評価
施策を取り巻く環境等	・国は、官民・交通事業者相互間・他分野とが連携・協働する「共創」や、交通分野における「DX」及び「GX」の推進により、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン(刷新・再構築)」を進めるべく、令和5年にこれら趣旨を盛り込む形で地域交通法の改正を行ったところであり、令和6年には、「地域交通は地方創生の基盤」との認識のもと、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームを発足したところである。 ・本市においては、ライトラインの開業やそれに併せたバス路線の再編、地域内交通の拡充など、階層性のある交通ネットワークの構築により、公共交通を「つくる」ステージから「つかう」ステージへ移行しているタイミングを捉え、これまで以上に公共交通の利用促進策に取り組んでいくことが求められている。			95点
施策指標	市民満足度	・totra発行枚数について、小学生や中学・高校生相当世代へのtotra配付事業により、当初の目標値を上回っており、TC・乗り継ぎポイントの整備については、地域内交通とライトラインやバスとの乗り継ぎポイントの設定により、単年度の目標値を上回った。 ・ICカード決済率は、単年度の目標値を達成し、乗継割引適用件数についても、令和6年7月に「バスからバスへの乗継割引制度」を導入したことにより、大幅に増加し、単年度の目標値を上回った。		順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	公共交通利用促進事業(MNU, モビリティ・マネジメント(MM)の実施)	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通の利便性向上と利用促進	・市民 ・民間企業 ・学校	公共交通の利便性向上の取組や市民等のライフステージの変化などの機会を捉えた効果的な意識転換・行動変容策の	計画どおり	77,900	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民・企業等に対する多様なMMの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の効果的な展開に向け組織した有識者会議において、事業全般の目指すべき方向性を示したロードマップを策定したほか、同会議からの提言内容を踏まえ、ライトライン開業一周年記念事業と連携した体験型公共交通イベント「乗ろうよ！フェア2024」や、小中高生相当世代へのtotra配布、SNSやHP、U字工事YouTubeチャンネルとのタイアップ、高齢者向けパンフレット作成を実施するなど、公共交通に対する意識啓発やイメージアップを幅広い市民にアプローチすることができた。 ・ライトライン・再編バス路線沿線の住民・企業に対しては、清原地区に加え、平石・岡本エリアを対象とし、経路検索システム「乗ろうよ！ナビ」や「乗継便利な時刻表」、各社毎にアレンジしたチラシ等を主要な動機付けとしたMMを実施し、MM実施前後でマイカーと公共交通を使い分ける割合が増加した。 ・学校については、沿線の作新学院大学の学生の協力を得つつ「沿線マップ」の作成・当該マップを動機付けとしたアンケートを実施し、ライトライン等を活用した通学スタイルを訴求するとともに、潜在需要を把握した。 ・新たに開始した、通学者に対する「ライトライン・バス連絡定期券購入支援制度」では、交通事業者と連携した制度の周知などにより、当初の想定(100名)を上回る申請があり、アンケートにおいても約2割の方が「(定期券を)この補助制度がきっかけで購入した」と回答するなど、補助制度を通じた若年層への公共交通利用の促進を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:効果的なMM展開や対象の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内交通事業者やモビリティ・ハブ事業と連携しながら、公共交通に対する意識啓発やイメージアップ、効果的な広報PRを図る。 ・沿線MMについては、清原エリア、平石エリアへの働きかけを継続しつつ、個人属性や地域に着目したコアな働きかけを展開するとともに、令和6年度までのMMの結果を踏まえ、R8年度以降のアクションプランを整理する。 ・上記事業を含むMNU事業の実施にあたっては、有識者会議からの提言を受けながら公共交通の利用促進策を展開していく。
2	県央地域公共交通利活用促進協議会	SDGs 好循環P 戦略事業	県央地域における公共交通の利用促進	県央地域(3市5町)の市民	県央地域における公共交通利用促進策の実施	計画どおり	500	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):県央地域における公共交通利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「LRT×とちぎならやっぱり莓だろツアー(宇都宮市、真岡市、芳賀町、市貝町)」の実施や、啓発グッズ(トートバッグ・ボールペン・クリアファイル)の作成及び配布、ライトライン開業一周年記念事業と連携した公共交通イベント「乗ろうよ！フェア2025」などの各市町実施の事業におけるPRブース設置、学校MM(バスの乗り方教室)(宇都宮市、真岡市)の実施など、委員構成市町と連携しながら幅広く活動し、公共交通の利活用促進を図った。 ・先進事例視察として、「GunMaaS」の視察(群馬県前橋市)を実施した。 <p>【②今後の取組方針:広域的な公共交通の利用促進・利便性向上に向けた検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度は、構成市町と協議のうえ、構成市町の行政職員による情報共有や意見交換の場として活用することとし、今後の協議会活動についても十分な検討を行っていく。
3	交通ICカード普及促進事業	SDGs 好循環P 戦略事業	交通系ICカード「totra」の普及促進	市民	・ライトライン・バスの乗り方や定期券情報を周知するtotraご利用ガイドの作成 ・広報紙によるtotraの普及促進	計画どおり	997	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):ポスター・チラシの作成や広報紙による周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MNU事業における取組に加え、「バスからバスへの乗継割引制度」の導入に合わせ、チラシやポスター等を活用し、totraの普及促進を行った。 ・新生活が始まるタイミングとあわせ、広報紙4月号において「バスの乗り方」及び「totraの普及啓発」を効果的に実施した。 ・引き続き、totraの持つ地域独自機能の魅力等について、効果的な周知・広報を実施する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:totraの更なる普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組である広報紙への掲載等、効果的な周知・広報については、引き続き実施する。 ・令和7年度には、totra等を活用した「1日乗車券制度」を運用開始する予定であることから、SNS発信やポスター等の作成により、広く市民への周知を実施する。
4	運賃負担軽減事業	SDGs 好循環P 戦略事業	運賃負担軽減策の実施	市民	・バスの上限運賃制度の実施 ・ライトライン開業に伴う「ライトライン・バスー地域内交通の乗継割引制度」実施 ・「バスからバスへの乗継割引制度」の導入検討	計画どおり	95,692	R3	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バスからバスへの乗継割引制度の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス事業者及びシステム事業者と調整を行い、令和6年7月、バスからバスへの乗継割引制度を導入し(200円割引)、「どこから乗っても街なかまで片道500円以内」を実現した。 ・「市内のどこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現に向け、ライトライン・バス・地域内交通を定額で利用できる「1日乗車券制度」の導入を目指し、交通事業者及びシステム事業者と協議を行ったところであり、引き続き、販売方法等の具体的な制度設計について検討を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:「市内のどこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の実現に向けた「1日乗車券制度」の導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライトライン・バス・地域内交通を定額で利用できる「1日乗車券制度」について、交通事業者やシステム事業者と販売方法等に関する協議を行いながら、令和7年度中に導入する。 ・「1日乗車券制度」の導入にあたっては、SNSやポスター・広報紙等の媒体を広く活用し、市民への周知を行っていく。
5	公共交通利用環境整備事業	SDGs 好循環P 戦略事業	公共交通利用者の利便性の向上	市内で生活バス路線を運行する乗合バス事業者、企業、団体等	利用者の多いバス停や地域内交通との乗継ポイントとなるバス停などの待合環境整備に対する補助	計画どおり	0	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公共交通利用者の利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本補助金の活用による公共交通の利便性向上に向けて働きかけを行ってきたが、交通事業者の厳しい経営環境などから活用に至っていないことから、補助制度の活用に向けた方策を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:公共交通利用者の利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、交通事業者等に対して本補助制度の活用を促しながら、より活用しやすい補助メニューあり方について検討を進めていく。

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・公共交通の利便性向上と利用促進 ライトラインを基軸とした「階層性のある公共交通ネットワーク」の構築にあわせて、自動車と公共交通を適切に使い分けるライフスタイルの浸透や公共交通利用者の増加を図るために、公共交通を乗る機会の提供や公共交通に関するわかりやすい情報提供を行うなど、これまでに以上に公共交通の利用を促進していく必要がある。 また、運賃負担の軽減や利用環境の整備を行うなど、公共交通の利便性向上に併せて取り組んでいく必要がある。</p>	<p>・公共交通の利便性向上と利用促進 公共交通の利便性向上に向けて、交通事業者と連携し、令和7年度内に「1日乗車券制度」を導入することで、本市の目指す「どこから乗ってもどこまで行っても片道500円以内」の利用環境を実現するとともに、民間施設等と連携したモビリティハブ事業を積極的に展開していくことで、乗り継ぎ利便性の向上を図る。 全市的な利用促進策として、SNSや各種広報媒体を活用した周知・啓発や、小学生・中学・高校生相当世代へのtotra配付などの取組を引き続き推進していくとともに、公共交通に対する意識啓発やイメージアップに向けて、ライトライン沿線の清原エリア、平石エリア等におけるモビリティ・マネジメントの継続実施や、市内交通事業者やモビリティハブ事業と連携した効果的な広報PRを実施していく。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	3	円滑、快適、安全・安心な道路づくりの推進	施策主管課	技術監理課	総合計画 記載頁	125
-----	---	----------------------	-------	-------	-------------	-----

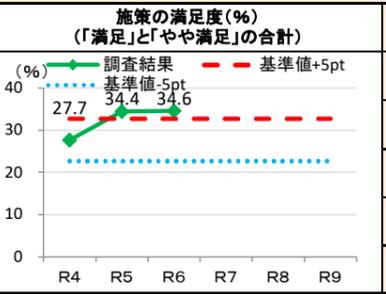
1 施策の位置付け

政策の柱	VI	交通の未来都市	政策	13	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの実現	関連する SDGs目標	 
------	----	---------	----	----	----------------------------	----------------	---

政策目標	鉄道やLRT、バス路線、地域内交通などが適切に配置された、階層性のある、利便性の高い公共交通ネットワークや安全で円滑に移動できる道路ネットワークが構築されるとともに、自家用車や自転車などを含む多様な交通手段が有機的に結び付き、誰もが市内のどこへでも自由かつ快適に移動しています。 自転車利用環境を整備し、安全性や回遊性を向上させることにより、通勤・通学や買い物などの日常生活に加え、観光やサイクリングなどの余暇活動において、自転車を安全で快適に、楽しく利用しています。
------	---

2 施策の取組状況

施策の方向性	NCCの形成に向けた都市の骨格となる幹線道路の整備などを着実に進め、道路の混雑緩和や公共交通の運行環境の向上などを図ることにより、都市間・拠点間が連携した円滑な道路ネットワークを形成します。 歩行者の通行空間の拡充や滞留空間の確保、交通結節点へのアクセス等を担う道路整備などにより、快適な道路空間を整えます。 通学路や災害時の活動を支える道路の機能強化、橋梁の修繕などにより、安全・安心な道路環境を整えます。
--------	--

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							評価の 組合せ		
									満足	やや満足	満足度 (計)	やや不満	不満	わからない	評価			
① 施策指標	幹線道路の整備率(%)	目標値	82.6	82.9	83.2	83.5	83.8	B		満足	4.8%	22.9%	27.7%	22.0%	13.7%	19.2%	A	
		基準値 (H26)	80	実績値	81.2	82.1												
		目標値 (R9)	83.8	単年度の達成度	98.3%	99.0%												
	「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕橋梁数(橋)	目標値	87	96	105	114	123	A		R5	6.7%	27.7%	34.4%	18.6%	11.9%	29.2%		
		基準値 (R3)	68	実績値	85	99												
		目標値 (R9)	123	単年度の達成度	97.7%	103.1%												
	円滑に走行できる道路の割合(%)	目標値	75.7	76.2	76.8	77.3	77.8	A		R6	4.8%	29.9%	34.6%	21.6%	11.3%	28.4%		
		基準値 (R3)		実績値														
		目標値 (R9)		単年度の達成度														
	「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく早期に措置を講ずべき橋梁の修繕措置率(%)	目標値	17.2	20.7	51.7	65.5	82.7	A		R7								
基準値 (R3)		13.7	実績値	34.6	78.3													
目標値 (R9)		82.7	単年度の達成度	201.2%	378.3%													
参考指標	都市計画道路整備率(%)	70.3	70.3				B	R8										
	中核市水準比較	中核市平均	70.3	70.3														
	本市実績	67.7	73.1															
※ 評価の考え方	① 施策指標 (産出指標) (成果指標)	A: 達成度100%以上 [25点]		B: 達成度70%以上100%未満 [20点]		C: 達成度70%未満 [15点]		産出指標	B									
	② 市民意識調査結果 (満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]		B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]		C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]		成果指標	A									
	③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (構成事業2事業以上が計画以上) [25点]		B: 計画どおり (主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]		C: 計画より遅れ (構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]		市民満足	A									
総合評価	順調: A評価が2つ以上 (C評価がある場合を除く) [90点以上]		概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]		やや遅れ: C評価が2つ以上 (A評価が2つある場合を除く) [75点未満]		構成事業	B										

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 国においては、「国民の安全・安心の確保」、「持続的な経済成長の実現」、「個性をいかした地域づくりと分散型国づくり」といった点を踏まえ、地域の実情や要望、事業の必要性や緊急性に基づき予算配分を行うこととしている。 このような中、地方の道路整備に係る交付金の配分額は横ばいであるものの、国の方針に沿った事業については重点的に配分されている傾向にあることから、本市では、国の動向を捉えて、緊急輸送道路やそれらに連絡する都市計画道路の整備による道路ネットワークの機能強化、子どもたちの安全・安心を確保する通学路整備、予防保全型の道路管理などに取り組んでおり、補正予算も含め、要望に対して概ね配分されている。 本市においては、ライトラインを基軸とした公共交通と一体となったまちづくりが進展するなど、まちと暮らしが変わる転換期を迎えている中、NCCの実現に向けて、多様な交通が共存する交通体系を構築し、公共交通や徒歩、自転車、自動車等の多様な交通手段から地域に合わせた最適な組み合わせにより、誰もが円滑、快適、安全・安心に移動できる道路整備をさらに推進するため、道路づくりの基本方針や事業の体系等を示した本市の道路整備の指針となる「宇都宮市道路づくりプログラム」を策定した。 本市の道路施設については、今後、多くが耐用年数を迎えることから、老朽化する道路施設への対応を見据え、事後保全から予防保全への転換、デジタル技術やその他の新技術を活用したインフラメンテナンスの高度化・効率化とともに、災害に強いまちづくりが重要視されていることから、大規模地震等に備えた橋梁の耐震化など、道路施設の機能強化が求められている。 	90点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の整備については、必要な財源を確保し、継続的に事業を進め、概ね目標通りに進捗している。 橋梁の維持・管理については、耐震化や長寿命化工事を着実に進め、特に「早期に措置を講ずべき橋梁(Ⅲ判定)の修繕措置」は、補正予算による前倒しを行い、大きく目標値を上回ることができた。 	順調

3 主要な構成事業の状況

※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P・戦略事業・SDGs	事業の目的	事業内容		事業の進捗	R6事業費(千円)	開始年度	日本一施策事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	都市計画道路整備事業	SDGs 戦略事業	都市の骨格を形成する幹線道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・用地取得	計画どおり	808,211			<p>【①昨年度の評価(成果や課題):都市計画道路の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市間・拠点間の連絡強化や都心部への通過交通の流入抑制を図るため、電線管理者や河川事業、区画整理事業などの他事業と調整を図りながら、産業通り(陽東)や宇都宮日光線(一条)などの継続事業について円滑に事業を推進するとともに、新たに産業通り(陽東Ⅱ)の事業認可を取得するなど、計画的に都市計画道路6路線の事業を推進した。 ・事業が長期化している鶴田宝木線については、着実かつ早期の用地取得に向け、収用裁決申請書作成業務委託を発注し、収用の準備に着手した。 ・事業効果の早期発現に向け、交差点付近などから計画的に用地取得に努め、効果的に道路整備を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:NCCの形成に向けた都市計画道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路づくりプログラム」に掲げる目標を確実に達成するため、継続中の路線については、事業効果が早期に発現できるよう、権利者の理解促進を図りながら計画的に用地取得に取り組み、渋滞状況を踏まえ、取得済み用地を活用した部分的な整備を行うなど、効果的に事業を進める。また、未着手路線である競輪場通り(戸祭)及び宇都宮日光線(星が丘)については、事業化に必要な準備を進めていく。 ・鶴田宝木線については、引き続き、任意契約による用地取得を基本に交渉を進めていくが、交渉状況などを踏まえながら、土地収用法の適用も含め、着実かつ早期の用地取得に取り組みでいく。
2	幹線市道整備事業	SDGs 戦略事業	都市計画道路等を補完し道路ネットワークの形成に資する幹線道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・交差点改良・用地取得	計画どおり	281,326			<p>【①昨年度の評価(成果や課題):幹線市道の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路を補完し拠点間や地域内において、道路交通の円滑化や安全性の確保、利便性を向上させるため、適切な工程管理や関係機関との調整を行いながら道路整備を進め、市道5340号線(みずほの通り)を完成4車線で供用開始するなど、幹線市道3路線について計画的に事業を推進した。 ・事業効果の早期発現に向け、交差点付近などから計画的に用地取得に努め、効果的に道路整備を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:道路ネットワークの充実に向けた道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「道路づくりプログラム」の目標を確実に達成するため、事業効果が早期に発現できるよう、権利者の理解促進を図りながら計画的に用地取得に取り組み、渋滞状況を踏まえ、取得済み用地を活用した部分的な整備を行うなど、効果的に事業を進める。
3	プロジェクト整備事業(関連含む)	SDGs 戦略事業	プロジェクト事業の効果促進に向けた道路の整備	市民・地権者・道路利用者	道路整備・用地取得	計画どおり	572,850			<p>【①昨年度の評価(成果や課題):プロジェクト関連の道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)大谷スマートICについては、地権者の協力により、令和6年6月に下り線の用地の取得が完了したことから、国・県・ネクソ等と協議調整を進め、令和7年度から下り線の工事に着手する準備を整えた。また、周辺道路の円滑な道路交通確保に必要な市道2457号線など7路線の事業を推進した。 ・プロジェクト事業に関する道路整備については、交通の円滑化や歩行者の安全確保に向け、適切に工程管理や関係機関との調整を行いながら道路整備を進め、11路線について、計画的に事業を推進した。 ・特に、大谷地域においては、観光地大谷のシンボルとしての効果が期待できる市道632・635号線の環状交差点(ラウンドアバウト)の供用を開始した。 ・(仮)大谷スマートICについては、早期供用に向けて、地域住民の一層の理解と協力のもと、下り線の円滑な工事推進を図っていくとともに、上り線についても早期かつ確実に用地を取得し、工事に着手する必要がある。併せてスマートIC整備による周辺の交通状況の変化を見据え、周辺通学路の安全対策についても、引き続き推進する必要がある。 ・プロジェクト事業の効果を着実に促進させるため、庁内の各事業と連携し、遅延なく計画的に道路事業を進める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:プロジェクトの進捗に合わせた幹線道路整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮)大谷スマートICについては、下り線の工事着手という事業の大きな転換期として着工式を開催の上、騒音・振動対策等に十分留意し工事を円滑に進めるほか、説明会やオープンハウスを通じ、地域住民への丁寧な説明を繰り返し行いながら更なる機運醸成を図っていく。また、上り線の用地取得については、下り線の工事着手を契機に、説明会やオープンハウスなど意見交換の場を増やし、事業の必要性や進捗について膝を交えながら丁寧に説明することにより、早期の供用開始の実現に向け確実な用地の取得に努めていく。 ・周辺道路整備については、早期完成を目指すとともに、更なる通学路の安全対策について地域関係者と組織する「安全対策等検討協議会」において協議・検討を進めるなどソフト・ハードの両面から進めていく。 ・関連するプロジェクトの進捗に合わせ、計画的に事業を推進するため、関係各課と今後のスケジュールや進め方等の調整を図りながら円滑に事業を進めていく。 ・特に大谷地区の観光拠点内で整備を進める市道632・635については、観光シーズンの渋滞緩和や回遊性の向上に向け、関係各課と連携を図りながら、継続的に観音橋北側から立岩街道入口交差点までの道路拡幅及び歩道整備を計画的に進めていく。
4	生活道路における交通安全対策の推進	SDGs 好循環P 戦略事業	生活道路における交通安全対策	市民・道路利用者	ゾーン30プラスを活用した生活道路における交通安全対策の実証実験	計画どおり	8,503	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通安全対策に向けた実証実験の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の交通安全対策においては、地元要望を踏まえ、面的な交通安全対策である「ゾーン30プラス」の導入に向け、ETC2.0のビッグデータ等を活用し地元や交通管理者と意見交換を行いながら、ハンブ等を設置する実証実験を実施した。 ・実証実験の分析結果を踏まえ、本対策の実施に向けて、地元と合意形成を図り、「ゾーン30プラス」を拡大していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:面的な交通安全対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の交通安全対策については、昨年度、実証実験を実施した2地区において、効果検証を踏まえ地元や交通管理者と意見交換を行いながら、ハンブ等を本設置する。 ・「ゾーン30プラス」の拡大に向けて、引き続き地元要望を踏まえつつ、優先整備箇所を整理し実証実験を行うほか、これまでの取組事例を参考に効率的・効果的に実施できる実証実験について検討していく。

5	橋りょう維持修繕事業	SDGs 好循環P	地域道路網のより高い安全性・信頼性向上 円滑で機能的な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	橋りょうの耐震化・維持修繕	計画どおり	697,119	H15	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):橋梁の耐震化・長寿命化対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要度の高い橋りょうの耐震化や、健全性の診断結果を踏まえた予防保全型の長寿命化工事を実施するなど、着実に事業に取り組んだ。 ・今後も、老朽化などによる機能が損なわれないよう、安全確保に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:橋梁の耐震化・長寿命化対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宇都宮市道路施設長寿命化計画(橋梁編)」に基づき、引き続き、耐震化を進めるとともに、維持修繕については定期点検を着実にを行い、その結果を反映させた措置を行うなど、橋りょうの長寿命化対策を確実に実施していく。 ・橋りょうの法定点検において、AI技術を活用した劣化診断の精度や、作業時間短縮等の効果を検証し、本格実施に向け検討を進める。 ・令和8年度に予定している道路施設長寿命化計画の中間見直しに向け、現行計画の効果検証や、今後の修繕スケジュール更新等を行い、より効果的なライフサイクルコストの縮減及び橋梁の長寿命化に取り組む。
---	------------	--------------	---	----------	---------------	-------	---------	-----	---

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・NCC形成の基盤となる道路整備 NCC形成の更なる推進に向けて、公共交通や人を中心とした将来の交通環境を見据え、「道路づくりプログラム」に基づき、都心部への通過交通の流入抑制や公共交通・歩行者・自転車の利用環境の向上、人優先の安全安心な通行空間の確保等に向けて、計画的に道路整備を進める必要がある。</p> <p>・道路整備に関する市民理解と財源確保 道路整備に関する様々な要望に対して、道路整備を進める過程の透明性を高め、市民理解の促進を図りながら事業を推進する必要があるとともに、整備効果の早期発現に向け、計画的な道路整備に必要な財源を確保する必要がある。</p> <p>・老朽化する道路施設への対応 本市の道路施設については、高度経済成長期に集中的に整備され、今後、道路施設の老朽化が急速に見込まれることから、安全性の確保のため、予防保全型の修繕など適正な維持管理に努め、長寿命化に向けた取組を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>・NCC形成の基盤となる道路整備 道路整備にあたっては、引き続き、国や県と連携を図りながら進めるとともに、「道路づくりプログラム」の基本方針である円滑、快適、安全・安心の道路整備に向けて、事業中の路線を計画的に進めるほか、都心部への通過交通の流入抑制に重要な競輪場通り及び宇都宮日光線(星が丘)についても事業化に必要な準備を進めていく。</p> <p>・道路整備に関する市民理解と財源確保 計画的な道路整備の推進にあたっては、道路事業を進める過程や優先整備路線の考え方等について、丁寧な説明を行いながら市民理解の促進を図るとともに、財源の確保に向けて、国の動向を的確に捉えながら、適宜、要望活動を行っていく。</p> <p>・老朽化する道路施設への対応 地域道路網や道路環境の安全性・信頼性の確保に向け、宇都宮市道路施設長寿命化計画に基づき、定期点検等により道路施設(橋梁、舗装等)の状況を把握しながら修繕が必要な道路施設への対策を実施するとともに、点検・診断・措置・記録を繰り返す「メンテナンスサイクル」の着実な実施などにより、道路環境の安全性の確保に取り組む。</p>

令和7年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 「自転車のまち宇都宮」の推進
-----	------------------

施策主管課	道路建設課	総合計画 記載頁	125
-------	-------	-------------	-----

1 施策の位置付け

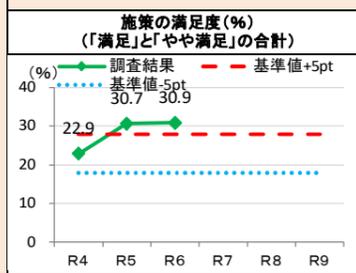
政策の柱	VI 交通の未来都市	政策	13	誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの実現
------	------------	----	----	----------------------------

関連するSDGs目標	 
------------	---

政策目標	鉄道やLRT、バス路線、地域内交通などが適切に配置された、階層性のある、利便性の高い公共交通ネットワークや安全で円滑に移動できる道路ネットワークが構築されるとともに、自家用車や自転車などを含む多様な交通手段が有機的に結び付き、誰もが市内のどこへでも自由かつ快適に移動しています。 自転車利用環境を整備し、安全性や回遊性を向上させることにより、通勤・通学や買い物などの日常生活に加え、観光やサイクリングなどの余暇活動において、自転車を安全で快適に、楽しく利用しています。
------	---

2 施策の取組状況

施策の方向性	自転車走行空間の整備やシェアサイクルの導入を進めるとともに、自転車に係る交通安全教育の充実を図るなど、安全で快適な自転車利用環境を創出します。 サイクリングロードの整備など、広域的に連続した快適な走行環境を創出することにより、自転車の利用を促進します。
--------	---

① 施策指標	指標名(単位)	R5	R6	R7	R8	R9 (目標年)	評価	② 市民満足度の推移							評価		
								満足	やや満足	満足度(計)	やや不満	不満	わからない				
産出指標	自転車走行環境の整備延長(km)	目標値	77.9	86.5	95.2	102.4	108.8	B		基準値(R4)	5.9%	17.0%	22.9%	20.7%	17.4%	22.0%	A
	基礎値(R3)	60.7	実績値	76.6	84.3					R5	6.2%	24.5%	30.7%	16.1%	13.1%	36.6%	
	目標値(R9)	108.8	単年度の達成度	98.3%	97.5%					R6	5.6%	25.3%	30.9%	16.5%	7.1%	41.6%	
	シェアサイクルの設置台数(台)	目標値	100	150	160	170	180	A		R7							
	基礎値(R3)	-	実績値	100	370					R8							
	目標値(R9)	180	単年度の達成度	100.0%	246.7%					R9							
成果指標	自転車の駅の設置箇所数(箇所)	目標値	68	71	74	77	80	A	③ 主要な構成事業の進捗状況 ※ 各事業の詳細は「3 主要な構成事業の状況」を参照							B	
	基礎値(R3)	61	実績値	70	73				【参考指標】	指標名(単位)					評価の 組合せ		
	目標値(R9)	80	単年度の達成度	102.9%	102.8%					中核市水準比較	R5	R6	R7	R8			R9
	自転車が関連する交通事故件数(件/年)	目標値	356	313	270			市内の自転車道及び自転車専用通行帯の整備延長(国、県道を含む)		中核市平均	13.2	14.3					
	基礎値(R3)	443	実績値	365	372			※ 評価の 考え方	本市実績	36.7	37.8					指標	評価
	目標値(R7)	270	単年度の達成度	97.5%	84.1%				本市順位	6位/62市中	7位/62市中						
シェアサイクルの利用回数(回/年度)	目標値	32,620	48,930	52,192	55,454	59,000	① 施策指標(産出指標)(成果指標)		A: 達成度100%以上 [25点]	B: 達成度70%以上100%未満 [20点]	C: 達成度70%未満 [15点]	産出指標	B				
基礎値(R3)	-	実績値	36,342	106,359			② 市民意識調査結果(満足度)	A: 基準値より向上(+5pt以上) [25点]	B: 基準値と同水準(±5pt未満) [20点]	C: 基準値より低下(-5pt以下) [15点]	成果指標	B					
目標値(R9)	59,000	単年度の達成度	111.4%	217.4%			③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上(構成事業2事業以上が計画以上) [25点]	B: 計画どおり(主に構成事業4事業以上が計画どおり) [20点]	C: 計画より遅れ(構成事業2事業以上が計画より遅れ) [15点]	市民満足	A					
基礎値(R3)		実績値					総合評価	順調: A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く) [90点以上]	概ね順調: 主にB評価が3つ以上 [75点以上90点未満]	やや遅れ: C評価が2つ以上(A評価が2つある場合を除く) [75点未満]	構成事業	B					
目標値(R9)		単年度の達成度															

※『① 施策指標』の単年度の達成度の計算について
 ★ 過増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの) ... (実績値/目標値) × 100 (%)
 ★ 過減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの) ... (目標値/実績値) × 100 (%)

施策の評価・分析 (現状とその要因の分析)		総合評価
施策を取り巻く環境等	<ul style="list-style-type: none"> 自転車は、買い物や通勤・通学などの日常生活における身近な移動手段だけではなく、レジャー・スポーツや健康増進等のツールの一つとして活用されているほか、近年においては、気候変動の深刻化に伴い、環境負荷の低減が期待できるカーボンニュートラルに資するエコな乗り物や災害時の移動における代替手段としての活用など多方面において注目されている。 令和5年4月1日に「道路交通法」が改正され、全世代において自転車乗用時のヘルメット着用が努力義務化されたことや、令和8年4月1日までに「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」の自転車への適用が予定されているなど、自転車利用における安全性を高める取組が拡大している。 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)についての交通ルールが変更され、走行場所や速度が定められるなど、一部、自転車と同様の扱いがされることとなった。 本市においては、NCCの形成に向けて、ライトラインの西側延伸やウォーカーブルなまちづくりを推進するとともに、将来の交通環境を見据えた道路施策の実施計画である道路づくりプログラムを策定した。 	85点
施策指標	<ul style="list-style-type: none"> 自転車走行環境の整備延長については、国庫補助金の積極的な活用とコスト削減に努めながら、自転車走行空間の整備を計画的に行ったことにより、概ね計画どおりとなった。 シェアサイクルについては、令和6年10月から民間事業者主体の事業運営が開始され、中心エリアのポートの高密度化、エリアの拡大と併せた車両の増設を実施したことにより、設置台数については目標を達成するとともに、利用回数についてもポート数が増加したことにより、利便性が向上したことから、目標値以上となった。 自転車の駅の設置については、公共施設や店舗の協力により設置数が拡大できたことから、目標値以上となった。 自転車が関連する交通事故件数については、自転車利用環境の整備を進めているほか、関係機関・団体と連携を図り、幼児から高齢者までの各世代別に交通安全教育を実施し、交通ルールの周知啓発に取り組んできたが、前年度よりも事故件数が増加している。 	市民満足度
	「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間やサイクリングロードの整備を始め、民間事業者主体の事業運営を開始したシェアサイクルの導入拡大、ライトラインの停留場付近への駐輪場整備など自転車の利用環境の充実を図るとともに、交通ルールの遵守やマナーの向上を図る交通安全教育の実施などハードとソフトの両面から「自転車のまち宇都宮」の推進に計画的に取り組んだ結果、市民満足度が上昇したと考えられる。	概ね順調

3 主要な構成事業の状況 ※ その他の事業の評価結果については、別途「事業評価一覧」を参照ください。

No.	事業名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R6 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	自転車走行環境整備事業	SDGs 好循環P 戦略事業	自転車走行環境の整備	自転車利用者	道路整備・路面標示	計画どおり	113,405	H17	トップクラス	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全で快適な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」に基づき、自転車走行空間の整備を行い、本計画の令和6年度の目標延長を上回る整備をするとともに、市内の自転車専用通行帯規制延長については全国でもトップクラスとなるなど、自転車を安全・快適に利用できる走行環境整備の充実を図った。 ・県や周辺他市町と連携して設定した県東・県西モデルルートを活用したサイクルツーリズムの推進を図るため、市道区間における路面表示など整備した。 ・自転車走行空間については、路面の劣化に適切に対応するとともに、道路交通法の改正等、自転車を取り巻く環境が変化していることを踏まえた安全で快適な自転車利用環境の更なる充実が必要である。 <p>【②今後の取組方針:計画的な自転車走行環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車走行空間やサイクリングロードの整備を推進するとともに、本市まちづくりの進展に的確に対応するため、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しの中で、国のガイドライン改定を踏まえながら、既存の道路空間の再配分も含めた今後の優先整備路線の選定や維持管理について整理する。 ・特に中心市街地においては、「ライトライン西側延伸」や「ウォーカーフレンドなまちづくり」に対応した自転車利用環境の整備について検討を進め、誰もが使いやすいネットワーク路線の見直しを行う。 ・また、路面表示については、劣化状況を把握した上で、緊急性や利用者への影響等を踏まえながら、修繕・改良のタイミングにあわせて効率的・効果的に維持管理を行い安全で快適な走行環境を確保する。
2	自転車のまちづくり推進事業	SDGs 好循環P 戦略事業	自転車の利用・活用の促進	自転車利用者	・駐輪環境整備 ・自転車マップの作成	計画どおり	88	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自転車利用の促進に関わる利用環境の更なる充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車と公共交通の利用促進を図るため、ライトライン駐輪場については、利用率の高い駐輪場について、限られた空間での配置の工夫による増設整備するとともに、バス停留所付近の駐輪場については、地域の拠点となる地区市民センターに計画的に整備した。 ・自転車マップについては、市内版を最新情報に更新し、広域版とともに宮サイクルステーションや観光案内所等で配布することにより、サイクルツーリズムの推進を図った。 ・駐輪場については、引き続きニーズに応じて利便性の向上に向けて整備を進めるとともに、利用促進に向けた効果的な周知に努める必要がある。 ・自転車マップについては、自転車利用者の更なる利便性向上を図るとともに、利用促進に向けた周知に努める必要がある。 <p>【②今後の取組方針:官民連携による計画的な事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通と自転車の相互の更なる利用促進を図るため、ライトライン駐輪場については、引き続き利用状況を定期的に確認し、必要台数を増設するとともに、隣接駐輪場への誘導も適切に行いながら、利用環境の向上を図る。バス停留所付近の駐輪場については、運行本数の多い路線や乗客数の多いバス停を中心に駐輪場を拡充し、利用者の更なる利便性向上を図るほか、広報紙やHP等を通じて周知に取り組んでいく。 ・サイクルツーリズムの更なる推進に向け、自転車マップについては内容の充実を図るとともに、広報紙やHP等を通じた効果的な周知啓発を行っていく。 ・自転車の利用・活用の促進を図るため、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しの中で、自転車利用による健康増進など自転車が有する多様な価値を活用した取り組みを更に充実させる。
3	シェアリングモビリティ事業	SDGs 好循環P 戦略事業	シェアリングモビリティの末端交通手段や街なかの回遊性向上に寄与する移動手段としての有用性の検証	・市民 ・シェアリングサービス事業者 ・行政	シェアリングモビリティの普及	計画どおり	11,250	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):シェアリングモビリティ事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4・5年度に行った実証実験を踏まえ、民間事業者主体による事業運営の可能性などを検証するため、事業者を選定し、令和6年10月から事業を開始した。 ・令和6年10月の事業開始にあわせ、中心エリアのポートの高密度化、エリアの拡大を行い、それに伴い、車両の増設を実施した。また、より多くの方に利用してもらえるように決済手段の拡充を行った。 ・事業の開始から、右肩上がりに利用が伸びている。ヘルメットの着用や交通ルールの順守など、安心・安全に利用してもらうための周知が必要である。 <p>【②今後の取組方針:持続可能性の検討、交通ルールの周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き事業者と協力して、利用動態の把握や利用者アンケートを実施していきながら、事業運営の可能性について検証を行っていく。 ・多くの方に安全にシェアリングモビリティを利用してもらうために、県警、市生活安心課と連携して安全講習会を実施する。
4	自転車の駅の管理運営	SDGs 好循環P	自転車の駅の運営による自転車の利用・活用の促進を図る	市民、自転車利用者	自転車の駅の運営	計画どおり	537	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):自転車の駅の設置拡大と情報発信の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の駅」について、公共施設や店舗の協力のもと設置数を拡大したことに加え、認知度向上に向けて、宇都宮ジャパンカップサイクルロードレースの公式ホームページ等を活用した情報発信を行った。引き続き、認知度向上による更なる利用促進に向けて、様々な媒体を活用したPRを行う必要がある。 <p>【②今後の取組方針:サイクルツーリズムの推進に向けた自転車の駅の設置拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車の駅」について、本市が定めるサイクリングルートやサイクリングロード沿線等の施設や店舗を中心に設置数の拡大を図るとともに、宇都宮ジャパンカップサイクルロードレースの公式ホームページなど発信力のある媒体を活用し、積極的な情報発信を行う。

5	交通安全教育	戦略事業	交通ルールの遵守及び交通マナーの向上	市民	幼児から高齢者までの各年代に応じた交通安全教室の開催	計画どおり	10,127	S49	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通ルールの遵守及び交通マナーの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児から高齢者までを対象とし、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うことができた。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、交通ルールの周知だけでなく、ライトライン沿線における道路交通状況や交通事故発生状況等を踏まえた注意喚起動画やチラシを新たに制作し、市民や市来訪者に対し周知啓発を行うことができた。引き続き、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。 ・警察と連携し、市内全高校に対して自転車安全利用動画などの教育資料を提供し、自転車ヘルメットの着用の徹底や、交通ルールの遵守について生徒への指導を働きかけた。今後についても各種交通安全教室や街頭指導、各高校への働きかけなどを継続し自転車安全利用の推進に取り組んでいく必要がある。 ・令和5年4月施行の「改正道路交通法」を踏まえ、自転車利用者のヘルメット着用を推進するため、ヘルメットを提示するとその店舗独自のサービスが受けられる「自転車ヘルメット応援店」の協賛店舗を拡充したほか、応援店周知用動画を制作し、YouTube広告に掲載するなど、広く周知に取り組むことができた。本市の自転車ヘルメットの着用率は令和6年度市政世論調査において27.8%(前年比6.2ポイント増)であり、昨年度警察庁が実施した都道府県別の着用率の調査における全国平均である17.0%(前年比3.5ポイント増)(栃木県は18.4%(前年比5.2ポイント増))を上回っているものの、更なる着用率の向上に取り組んでいく必要がある。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通ルールチラシを新たに配付し、周知啓発を実施した。電動キックボードの体験乗車会や交通安全教室において交通ルールの遵守について呼びかけるなど、安全対策に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:段階的・体系的交通安全教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、各世代の特性に応じた教育を行うとともに、子どもや高校生、高齢者、自転車利用者を重点的に取り組む対象として、動画やVRなどの手法も交えながら効果的な教育を実施していく。 ・ライトラインとの交通事故を防止するため、引き続き、交通事故の発生状況や道路交通状況を踏まえ、関係機関と連携を図りながら周知啓発に取り組んでいく。 ・令和8年5月までに施行される「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」の自転車への適用を見据え、交通安全教室をはじめ、街頭広報活動や市広報紙等あらゆる機会を捉え、警察や高校等の関係機関と緊密な連携を図りながら制度の周知及びルール遵守の徹底に取り組み、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上に取り組んでいく。 ・ヘルメット着用を促進する「自転車ヘルメット応援店」事業について、中高生等若年層の利用が見込まれるような協賛店舗の拡充や、周知の強化を図るなど、関係機関や民間事業者が一丸となり市民総ぐるみで自転車利用者の安全意識の高揚を図っていく。 ・特定小型原動機付自転車(電動キックボード)について、体験乗車会を県警等の関係機関と実施するほか、個人での所有者など広く交通ルールの周知に向けた取組を行っていく。
---	--------	------	--------------------	----	----------------------------	-------	--------	-----	---

4 今後の施策の取組方針

①課題	②取組の方向性(課題への対応)
<p>・安全で快適に自転車を利用できる基盤づくり 本市が目指す「NCC」の形成に向けた、ライトライン西側延伸やウォークアブルなまちづくり、道路づくりプログラムにおける道路ネットワークの構築などの各取組の進展と連携した自転車ネットワークの構築が必要である。 自転車走行空間については、計画どおりに整備を進められ、安全で快適な自転車走行環境の充実が図られている一方で、整備後約20年が経過する路線や国のガイドライン策定以前に整備した路線もあることから、将来にわたり良好な走行空間を持続するため、老朽化対策などに取り組む必要がある。</p> <p>・安全な自転車利用に向けた意識の向上 自転車に関連する交通事故発生抑制に向け、令和8年5月までに施行される「交通反則通告制度」いわゆる「青切符」の自転車への適用を見据え、自転車の安全利用やルール遵守の更なる啓発を図ることが必要である。 また、特定小型原動機付自転車(電動キックボード)の交通ルールについて周知啓発を図り、安全対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>・自転車を楽しむ多様な機会の創出 「自転車のまち」の更なる推進に向け、サイクルスポーツやサイクルツーリズムなどを活用して、自転車を楽しむ多様な機会を提供するとともに、より多くの市民に自転車への興味・関心を持ってもらえるようPRを強化していく必要がある。</p>	<p>NCCの更なる推進に向けて、まちと暮らしが大きく変わる転換期を迎える中、引き続き、自転車を活用したまちづくりのフロントランナー都市として全国を牽引するため、「第2次宇都宮市自転車のまち推進計画」の中間見直しを行い、以下の方向性のもと、「自転車のまち宇都宮」をより一層効果的に推進する。</p> <p>・安全で快適に走行できる基盤づくり NCCの形成に向けた、ライトラインの西側延伸やウォークアブルなまちづくり、道路づくりプログラムにおける道路ネットワークの構築などの各種事業と連携し、誰もが使いやすい自転車ネットワーク路線への見直しを行い、自転車走行空間の新設だけでなく、既整備路線の修繕や再整備に取り組むとともに、公共交通と自転車相互の更なる利用促進に向けた駐輪場整備に取り組む。</p> <p>・安全な自転車利用に向けた意識向上 自転車の安全利用を推進するため、警察や学校等と連携しながら、交通安全教室をはじめ、街頭広報活動や市広報紙等あらゆる機会を捉え、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上に取り組んでいくほか、ヘルメット着用を促進する「自転車安全利用応援店」事業の協賛店舗の拡充や周知の強化を図るなど、関係機関や民間事業者が一丸となり市民総ぐるみで自転車利用者の安全意識の高揚を図っていく。 また、特定小型原動機付自転車(電動キックボード)の体験乗車会を県警等の関係機関と実施することで、個人での所有者なども含む幅広い層へ交通ルールの周知を図っていく。</p> <p>・自転車を楽しむ多様な機会の創出 誰もが安心して快適に楽しく自転車を利用できるよう、「自転車の駅」の設置や自転車マップの内容の充実などサイクルツーリズムを推進するとともに、自転車に興味を持ってもらえるよう、自転車を利用することの多様なメリットや宇都宮ジャパンカップサイクルロードレースをはじめとする自転車関連イベント等について、広報紙やホームページ、SNSなどを活用して効果的な周知啓発に取り組んでいく。</p>